

平成 1 9 年 1 2 月 5 日

平成 1 9 年第 4 回岬町議会定例会

第 2 日会議録

平成19年第4回(12月)岬町議会定例会第2日会議録

平成19年12月5日(水)午前10時00分開議

場 所 岬町役場議場

出席議員 次のとおり14名であります。

1番 川 端 啓 子	2番 鍛 治 末 雄	3番 中 原 晶
5番 和 田 勝 弘	6番 出 口 實	7番 奥 野 学
8番 谷 本 貢	9番 反 保 多喜男	10番 岡 本 重 樹
11番 辻 下 文 信	12番 辻 下 正 純	13番 田 代 堯
14番 小 川 日出夫	15番 竹 内 邦 博	

欠席議員 な し

傍 聴 3 名

地方自治法第121条の規定により本会に出席を求めた者は次のとおりであります。

町 長 石 田 正 弘	副 町 長 平 徹 也
教 育 長 田 中 繁 樹	総 務 部 長 中 口 守 可
総 務 部 理 事 嶋 本 良 二	総 務 部 理 事 古 田 正
総 務 部 副 理 事 兼 総 務 法 制 課 長 南 康 明	企 画 部 長 竹 本 靖 典
住 民 部 長 白 井 保 二	住 民 部 副 理 事 兼 税 務 課 長 入 口 博 行
福 祉 部 長 芦 田 貴 志 雄	事 業 部 長 松 永 英 三
事 業 部 理 事 藏 ヶ 崎 龍 男	上 下 水 道 部 長 末 原 光 喜
会 計 管 理 者 副 理 事 兼 会 計 課 長 淵 原 義 仁	教 育 部 長 岡 田 耕 治
教 育 部 副 理 事 兼 生 涯 学 習 課 長 岡 本 茂	教 育 部 副 理 事 兼 青 七 文 七 所 長 一 本 稔 明

教育部副理事 兼淡輪公民館長	谷口桂三	総務部危機管理課長	亀崎義夫
総務部 行財政改革課長	四至本直秀	企画部企画人事課長	保井太郎
住民部保険年金課長	古橋重和		

本会の書記は次のとおりであります。

議会事務局長	辻下一博	議会事務局主幹 兼議会係長	竹下雅樹
--------	------	------------------	------

議事日程

- | | | |
|------|---------|---------------------------------|
| 日程1 | 議案第99号 | 平成19年度岬町一般会計補正予算(第3次)の件 |
| 日程2 | 議案第100号 | 平成19年度岬町国民健康保険特別会計補正予算(第2次)の件 |
| 日程3 | 議案第101号 | 平成19年度岬町下水道事業特別会計補正予算(第2次)の件 |
| 日程4 | 議案第102号 | 平成19年度岬町漁業集落排水事業特別会計補正予算(第1次)の件 |
| 日程5 | 議案第103号 | 平成19年度岬町淡輪財産区特別会計補正予算(第1次)の件 |
| 日程6 | 議案第104号 | 平成19年度岬町深日財産区特別会計補正予算(第2次)の件 |
| 日程7 | 議案第105号 | 平成19年度岬町多奈川財産区特別会計補正予算(第2次)の件 |
| 日程8 | 議案第106号 | 平成19年度岬町谷川財産区特別会計補正予算(第1次)の件 |
| 日程9 | 議案第107号 | 平成19年度岬町住宅用地造成事業特別会計補正予算(第1次)の件 |
| 日程10 | 議案第108号 | 平成19年度岬町水道事業会計補正予算(第1次)の件 |
| 日程11 | 議案第109号 | 損害賠償の額の決定及び和解の件 |
| 日程12 | 議案第110号 | 南大阪湾岸南部流域下水道組合の解散及び財産処分に関する協議の件 |
| 日程13 | 議案第111号 | 岬町住民活動センター条例を制定する件 |
| 日程14 | 議案第112号 | 岬町立アップル館条例を制定する件 |
| 日程15 | 議案第113号 | 岬町立学校施設使用条例を制定する件 |
| 日程16 | 議案第114号 | 岬町立テニスコート条例を制定する件 |

- 日程17 議案第115号 岬町文化センター条例の全部を改正する件
- 日程18 議案第116号 岬町青少年センター条例の全部を改正する件
- 日程19 議案第117号 岬町運動広場の設置及び管理条例の全部を改正する件
- 日程20 議案第118号 岬町立町民体育館条例の全部を改正する件
- 日程21 議案第119号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する件
- 日程22 議案第120号 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する件
- 日程23 議案第121号 岬町老人医療費の助成に関する条例等の一部を改正する件
- 日程24 議案第122号 岬町水道給水条例の一部を改正する件
- 日程25 議案第123号 岬町淡輪地区財産区管理委員の選任について同意を求める件
- 日程26 議案第124号 岬町淡輪地区財産区管理委員の選任について同意を求める件

(午前10時00分 開議)

辻下正純議長 皆さん、おはようございます。

ただいまから平成19年第4回岬町議会定例会2日目を開会します。

ただいまの時刻、午前10時でございます。

本日の出席議員は14名です。

定足数に達しておりますので、本定例会は成立しました。

本定例会には、町長以下の関係職員の出席を求めています。

これより本日の会議を開きます。

辻下正純議長 日程1、議案第99号「平成19年度岬町一般会計補正予算(第3次)の件」を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。総務部長、中口守可君。

中口総務部長 日程1、議案第99号、平成19年度岬町一般会計補正予算(第3次)の件につきまして、概要を説明いたします。

本町の財政状況は極めて厳しい状況にあり、歳入面では、国の三位一体改革に伴う補助金、交付金制度の見直しや、地価の下落による町税収入の落ち込み等により、歳入が減少するとともに、また、歳出面におきましては、公債費など義務的経費が財政を大きく圧迫しており、本年度におきましても多額の財源不足が予想されております。したがって、今般の補正予算につきましては、人事院勧告及び職員の人事異動に伴う職員給与費に係る人件費の調整、法令等に基づくものや緊急性の高い経費など、真に必要な経費を中心に編成をいたしております。

それでは、議案書の1ページをご参照願います。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億6,361万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ67億4,241万7,000円とするものでございます。

まず、歳入予算の概要につきましてご説明いたします。

2ページ、3ページをご参照願います。

なお、詳細につきましては9ページから11ページに記載されておりますので、あわせてご参照願います。

地方交付税につきましては、普通地方交付税の交付決定に伴いまして、1,980万9,000円を計上いたしております。

使用料及び手数料につきましては、都市公園区域の見直しに伴う公園面積の減少分といたしまして、公園用地及びゴルフ場使用料4,603万5,000円減額計上いたしております。

府支出金につきましては、136万3,000円を計上いたしております。主な内容といたしましては、重度障害者(児)医療費公費負担助成事業補助金68万3,000円、ひとり親家庭医療費公費負担助成事業補助金50万3,000円などとなっております。

寄附金につきましては、指定寄附といたしまして、小学校費寄附金5万円、児童福祉費寄附金100万7,000円、林業水産業費寄附金3万円、合わせまして108万7,000円を計上いたしております。

繰入金につきましては、本補正予算に係る必要な財源を賄うための財政調整基金繰入金1億2,087万9,000円、特別会計繰入金76万2,000円、合わせまして1億2,164万1,000円を計上いたしております。

諸収入につきましては6,611万1,000円を計上いたしております。主な内容といたしましては、先ほど使用料及び手数料でご説明いたしましたとおり、都市公園区域の変更に伴いまして使用料が減額され、町歳入が減額することとなりますが、これに見合う分といたしまして、都市公園負担金を6,089万6,000円を計上いたしておりますほか、中小企業事業資金あっせん融資制度預託金返還金500万円などとなっております。

町債につきましては、過去に借入れを行った旧資金運用部資金に係る借換債といたしまして、9,963万7,000円を計上いたしております。

次に、歳出予算の概要につきましてご説明いたします。

4ページ、5ページをご参照願います。なお、詳細につきましては、12ページ以降に記載されておりますので、あわせてご参照願います。

本補正予算につきましては、先ほどご説明いたしました人事院勧告及び職員の人事異動に伴う給料、職員手当等共済費に係る職員給与費の調整を行っております。これらの職員給与費は、歳出予算の各費目に計上している関係上、以後の説明につきましては省略をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

まず、議会費につきましては、職員給与費6万1,000円の減額計上をいたしております。

総務費につきましては、1億7,324万3,000円を計上いたしております。主な内容といたしましては、職員給与費のほか庁舎整備工事140万8,000円、住宅用地造成事業特別会計保有の用地買収費1億719万1,000円などでございます。

民生費につきましては、889万2,000円を減額計上いたしております。主な内容といた

しましては、職員給与費のほか福祉医療システム修正委託料400万1,000円、障害者医療費134万円などとなっております。

衛生費につきましては、職員給与費7万3,000円を減額計上するものでございます。

農林水産業費につきましては、職員給与費のほか漁業集落排水事業特別会計繰出金16万4,000円、漁業振興事業補助金3万円、合わせまして28万9,000円を計上いたしております。

商工費につきましては、職員給与費のほか庁用器具費8万7,000円、合わせまして107万9,000円を計上いたしております。

土木費につきましては、607万9,000円を減額計上いたしております。主な内容といたしましては、職員給与費のほか土砂採取跡地整備事業に係る委託料と工事請負費の節間の2,000万円を更正するとともに、下水道事業特別会計繰出金554万4,000円の減額などとなっております。

消防費といたしましては、防災啓発公園整備モデル事業として、津波避難対象区域内に緊急時の一時避難場所の設置及び防災設備の整備などの費用といたしまして、540万円を計上いたしております。

教育費につきましては、93万円を減額計上いたしております。主な内容といたしましては、職員給与費のほか小学校修繕料22万5,000円、小学校要保護・準要保護児童学用品代13万4,000円などとなっております。

公債費につきましては、公的資金補償金免除繰上償還制度の創設に伴いまして、地方債元金償還金9,963万7,000円を計上いたしております。

次に、6ページをご参照願います。

地方債補正につきましては、昭和58年度許可債及び平成元年度許可債に係る借換債の追加補正を行うもので、限度額を9,963万7,000円とするものでございます。なお、起債の方法、利率、資金区分及び償還の方法につきましては、ごらんのとおりとなっております。

以上が補正予算の概要でございます。

なお、本件は、総務文教、厚生、事業の各常任委員会に付託の予定と伺っております。よろしくご審議の上、議決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

辻下正純議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

本件については、総務文教、厚生、事業の各常任委員会に付託の予定であります。その前に大綱的質疑を受けたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「なし」の声あり)

辻下正純議長 異議なしと認めます。

これより大綱的質疑を行います。質疑ございませんか。

田代議員。

田代 堯議員 各常任委員会に付託の予定でありますけれども、私が入っていないところの部分について、二、三お尋ねをしたいと思います。

まず1点目は、前回、6月、9月議会でも、私は行政側にちょっと、6ページの地方債補正の問題なんです。これの利率の問題なんです、これについては、過日、全員協議会等でいろいろ説明があったわけなんですけれども、全員協議会では、一応内容の説明ということであったので、質問の機会がなかったので、あえてきょうは質問をさせていただきたい。

それと、これから質問することについては、各常任委員会の中で協議をなさるわけなんですけれども、私の発言の場合、唯一の本会議でしかないの、あえて質問する機会を得ましたので、その点、議員諸氏にはご了解を賜りたいと、このように思います。

まず、今の地方債の件なんです、過日の説明によりますと、今まで、従来、昭和58年度から平成元年度まで、公営住宅の建設について起債を起こしてた。それについての借りかえが、今回、いろんな計画を立てて、特別的に臨時特例措置として、利率が下げられる。つまり今までは高い利息であったけども、今後、借りかえることによって、低利子で、その利息分の差が、財政難の折で、非常に柔軟になるということでの説明であったかのように思うんですが。

今回、借換債については、これと比較して対象になるかどうかかわからないんですが、利率が7%と、このようになっておりますけれども、今、7%台はないんじゃないかと、前回も、私、9月議会か6月議会だったか、申し上げたと思うんですけれども、今回の保証金免除繰上償還ということについての対象になるのかならないのか、その点をまず1点お聞きしたい。

そして、ならないとするなら、7%と以内というのは、既に今、都市銀行でも2から3%以内で借りかえ、または貸し付けが行われているかのように聞いておるんですが、この点について、7%というのは、これをこのまま認めてしまうと、議会としては、例えば7%以内か、高い利息で借りても議会が認めたことになるんじゃないかなと、このように理解するんですが、その点をひとつ、なぜ今回も7%なのか、その意味を聞かせていただきたい。この2点ですね。

それから、10ページの中で、今の中で民生費寄附金のところで、前に全員協議会で、町長の海水浴場でのときに、ボランティアの方をお願いして、町職員を公務的に手伝いをさせて得た寄附金だろうというふうに理解するわけなんです、この辺の説明をしていただきたいな。この寄附

は団体から得たのか、それとも個人の方からの指定寄附なのか、その辺の明確な説明をちょっとお尋ねしたい、このように思います。

それから、20ページの中で消防費なんですが、災害対策費の中の防災避難設置工事と、先ほど部長の方から説明があったわけなんですが、この中で業務委託、設計委託料も含めて、540万円計上されておりますけども、どのような建物、避難所というんですか、そういうものを今後計画されておるのか。それと、西地区については海拔どれくらいあるのか。そして、どれくらいの高さのものをつくるのか。それと、これに対する財源措置はどのように、一般財源ということになっておりますけども、これは一般財源で事業を行うのかどうか、その点をまず聞かせたいと、このように思います。

辻下正純議長 古田総務部理事。

古田総務部理事 私の方からは、借換債の部分につきましてご説明いたします。

まず、1点目の借換債の対象になるのかということにつきましては、過日の全員協議会でご説明させていただきましたとおり、議員ご説明したとおり、3年間の特例措置に適用しておりますので、対象になる事業でございます。

次に、7%の予算書の利率でございますけれども、これは前回もご説明いたしましたとおり、近隣の市町村、あるいは大阪府の市町村課等と相談し、仮にここで予算上認められた利率より高い利率でしか借りなかった場合は、再度議決いただかなあかんということで、少し高い目、高い目になってございます。ただ、議員がお示しのとおり、幾ら何でも7%はないだろうというご指摘でございますので、これにつきましては、できるだけ5%とか、そういった数字に下げて、そのようなご心配がないような方向で考えていきたいと考えてございます。

以上です。

辻下正純議長 中口総務部長。

中口総務部長 先ほど、田代議員の西及び中地区における防災対応としての防災啓発公園の関係でございますが、海拔の数値については、今、手元がないので、数値的なものは後ほど報告させていただきます。現在、中・西地区は、大体多奈川地区でも低位置といいますが、低い地域にございまして、今でも、中集会所の裏に地元の方々が、緊急時の避難経路の中では対応できるようにということで、ポートを置いている状況がございます。そういう箇所、このたび住宅造成事業の整備を図る上で、大阪府の方に、今現在、府貸付事業のお願いをしているところでございます。

その貸付事業の許可がおりれば、一般財源として、大分町としては助かるのでございますが、今のところ、この事業については、単費をもって540万円の事業として対応ということを考え

ているところでございます。これについては、若干多奈川議員団の方々にも相談をかけて、今後、議員団とも調整していきたいというように考えています。よろしくお願いいたします。

辻下正純議長 芦田福祉部長。

芦田福祉部長 田代議員の2点目のご質問、寄附金の問題ですけれども、これは田代議員もおっしゃいましたように、ことしの海水浴場で、1つ、店ができなくなったということで、急遽、住民の方に呼びかけをしまして、行った結果の収益分を寄附していただいたというふうに聞いております。なお、寄附については、団体ということで、これは任意の団体でしょうけれども、そのときの団体でしょうけれども、うきわという名前がついておりまして、代表者は藤原法子さんという形で寄附をいただいております。

以上です。

辻下正純議長 田代議員。

田代 堯議員 1点目の地方債の補正の借りかえの問題ですけれども、今、総務の理事が答弁あったんですけれども、今回の特例債、これに間に合って、これに対象になるということであれば、3%以内前後で借りかえができるというふうに理解してもよろしいかなと思うんですが。それであれば、やはり予算書の中で、本来の議決をするわけですから、もちろんそういった中で、幅もなけりゃいかんと思いますけれども、やはり5%以内ぐらいで、今後、この利率の問題はしていかないと、今の7%というのは、非常に文書的にも、ずっと横並びできてるというふうな感じがするので、その点は、やっぱりしっかりと、この辺は議会に提出する際は慎重に出していただきたいと、このように申し添えておきます。

今、理事の方で5%、むしろ3%以内になったら一番いいわけですが、それはあくまで、国の方が認めてもらった上での判断だろうと思いますから、今後、鋭意努力をしていただきたい、このように思います。

それから、2点目の消防費の中の災害対策の中の内訳、今、部長の方から説明があったんですが、多奈川議員団での話は、町長の方から、こういうことを考えているんだということであって、そして、それは各担当の常任委員会があるんで、そこで十分協議をしていただきたいと、このように申し上げてやったのが、多奈川議員団の話じゃないかなと、このように思うんですが。

中身については、私、ちょっと納得いかないのは、一般財源で、今出しておるけども、場合によっては府の貸付事業ということに、鋭意努力なさっているのか、そういうふうになるというのかわかりませんが、これは、やはりそういった、これから来るであろう東南海地震ですね、

備えてのそういった施設をつくるとするなら、特定なそういう財源ができないのかどうか、一般財源でやらないかのかどうかということに、ちょっと私問題が浮くんですけども。

これは、私が聞いてたのは、町長の方から話があったのは、今の西地区の造成した、いわば未売のこの公園とか、ゲートボールをやっておられるとこ、そういった場所の中において、そういう高台というんですか、避難台というんですか、そういうものを考えたいというのが町長の意向でなかったかなと、このように思っているわけですけども。

むしろ、あの場所は、住宅用地の事業として積み残してきた事業であるがゆえに、もちろんあれを民間に公募して売却する方が、もちろん消防災害対策のあれとは全く違いますけども、あの場所に設置するなら、もっと目的を変えて、他の場所に検討する必要もあるんじゃないかなと。

海抜、私お聞きしたのは、今でさえ大雨が降ったら西地区は大変な状況になるということで、今、あの辺のポンプアップもやりながら、今までやってきた。ですから、地震が起きて津波が来たとなれば、これは到底、我々が想定できないような状況が来るとすれば、そんなとこにわずかな高台をつくって、果たして避難場所と言えるのかどうか。その辺の検討は十分なさっておられるのかどうか、その点を再度お聞きしたい。あとの詳しいことは、また担当委員会で十分詰めていただいたらいいわけですけども、私、もう一度、その点の確認をしておきたい。

それから、寄附金の分、これはありがたいことに、これだけの寄附をいただいたということですから、我々としては喜んでおるわけですけども。ただ、当初は、例えば細かく説明をすると、淡輪の海水浴場の2店舗ある中で、1店舗の方が途中でおやめになったということから、急遽残りの分をどなたかにやっていただかないと、管理組合としては採算がとれないということがあって、町長は苦勞されて、そこらじゅう走り回られたと、この経過は私も聞いておるんですけども。

ただ、お手伝い、つまりボランティアに行かれた方の話を聞きますと、町がやってるから、私たちは手伝いに行ったと。しかし、何や話を聞くと、個人やないかという話があったので、あえて、私は個人なのか団体なのかと聞いた場合、芦田部長の方は、団体で、代表者は藤原さんということになれば、もう少し団体名の組織というんですか、それを明確にしてあげないと、ボランティアで手伝いに行った方々が、どうも納得いかないという声を、私、つまり厚婦の会の方から聞いておるんですが、その点をきちっと、やっぱりしとく方がいいんじゃないか。つまり職員も公務扱いという形でボランティアしているということなら、なおさらですね、ここは明確にしていく必要があるんじゃないかなと、このように思います。

その3点をもう一度お願いしたい。地方債の件については、それで結構です。

辻下正純議長 中口総務部長。

中口総務部長 田代議員の防災啓発モデル事業である避難所といいますが、その事業でございますが、今現在、今回の計上は一般会計ということで、一般財源を充てるべく事業をするわけでございますが、これにつきましては、先ほど、議員も話の中にありました宅地造成事業の事業に絡みまして何とか整理できないかという動きの中で、地域の低位置である西・中地区の住民への対応という事業を考えておるところでございます。

つきましては、単独事業なんですけども、大阪府の貸付事業を今現在求めておりまして、まだ許可になってませんので、財源としては一般財源ということで対応しておるところでございます。

なお、詳細につきましては、予定しております総務文教委員会で詳しく説明していきたいというように考えていますので、ご理解願います。

辻下正純議長 芦田福祉部長。

芦田福祉部長 団体の組織という形でのご質問ですけれども、この件については、急遽、ことしの海水浴場で、1軒店舗が撤退をしたために、町長が中心になって呼びかけをしてでき上がったというふうに聞いておりますけれども、ですから、任意の一時的なグループであったというふうに聞いております。個人のいう形になりますと、個人では、もちろん全部の店舗の運営はできないわけですから、10数名の方に協力をしていただいて、その結果、上がった収益であるというふうに、藤原さんの方もおっしゃっていますので、藤原さんも、そのグループで取り組みを行ったという形で、団体として、代表者で自分の名前を上げたというふうに聞いております。

ですから、恒常的な組織ではありませんので、そのときに集まって、終わったら解散という組織ですので、団体としての組織云々ということではないというふうに聞いております。

以上です。

辻下正純議長 田代議員。

田代 堯議員 総務部長の今の消防の災害対策、これについては、委員会等で詳細に説明することですので、できるだけ説明をしていただいて、願わくば、府のそういった特別な財源をできるだけ活用して、一般財源で財政が圧迫するようなことのないように努力していただきたいと、このように申し上げておきたい。

それから、芦田部長、今の説明、ちょっとね、私納得いかないんですけどね。団体名かというたら、そこ、10人ほどの方が集まって、それを組織化して、された。それだったら、これから、そういう方があちらこちらに出てきて、協力してほしいということになった場合、その一部を福祉にするかとなったら、その都度、公務員を、その場所に公務員扱いとして、ボランティアはできるかというたら、できないと思うんですよね。やはり、私はそもそも公務員は、やっぱり自

分に与えられた任務、業務を全うすべきであって、できるなら、ボランティアも大事ですけども、今、ボランティアで草刈りとか、そういうのも各財源がない折ですから、非常に職員の方にご苦労なさってしていただいて、草刈り等やっていただいている。その上に、またそういった財源確保のために、また寄附をいただくために、公務員がそこら手伝い回るといのは、私はいかなもんかなというふうに思います。

ですから、団体なら団体として、しっかりと届けてもらって、そして、その上に立って、町は協力体制をやっていくというなら、これは当然協力しなきゃならんと思うんですけども、今言ったような、数十名の方が集まって1つの団体つくって、そこへ行政が手伝いするというのは、1つ強引なやり方じゃないかなというふうに思います。

しかし、今回は寄附をそうやっていただいたんですから、それに対してとやかく言っているんじゃないしに、町のやっぱり考え方、またそういった職員をボランティアとして派遣する場合についての行政の1つの指針というものは、しっかりしとかないかんのちがうかなというふうに思うんですが、その点、これは町長の考え方ですので、町長の方にちょっと答弁求めたいと思います。辻下正純議長 石田町長。

石田町長 先ほどの芦田部長の答弁につけ加えまして、我々の各部のまたがることでございますので、私がすべて集約しておりますので。

まず、団体名うきわという名前で、もちろん保健所の登録がございますので、保健所の方にはうきわという名前で届け出が出ているのを確認いたしております。それと、税務署の方にも、一時期的な団体であるけれども、その辺の後々の税金面のことでご相談もされているという形で、任意であるけれども、団体として2カ月間存在したということで確認いたしております。

以上でございます。

辻下正純議長 他に質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

辻下正純議長 これで大綱的質疑を終わります。

ただいま議題となっております「平成19年度岬町一般会計補正予算(第3次)の件」については、会議規則第39条第1項の規定により、総務文教、厚生、事業の各常任委員会に付託したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

辻下正純議長 異議なしと認めます。よって、本件については、総務文教、厚生、事業の各常任

委員会に付託することに決しました。

辻下正純議長 日程2、議案第100号「平成19年度岬町国民健康保険特別会計補正予算（第2次）の件」を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。住民部長、白井保二君。

白井住民部長 日程2、議案第100号、平成19年度岬町国民健康保険特別会計補正予算（第2次）の件について、ご説明させていただきます。

今回の補正予算は、平成20年度から被保険者に義務づけられる特定健診、特定保健指導に係る電算経費及び医療費の抑制を図るために行っております訪問指導経費について補正するものでございます。

それでは、補正予算の内容についてご説明させていただきます。

予算書の1ページをお開きください。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ218万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ27億2,011万1,000円とするものでございます。

歳入予算の概要についてご説明させていただきます。

予算書の2ページを、詳細につきましては4ページをあわせてご参照願います。

国庫支出金、国庫補助金として91万8,000円を増額補正するものであります。これは、訪問指導事業に係る国の調整交付金が確定したことに伴う補正でございます。

次に、繰入金、他会計繰入金といたしまして、127万円を増額補正するものでございます。これは特定健診、特定保健指導に係る電算経費に充当する一般会計からの繰入金でございます。

続きまして、歳出予算の概要についてご説明いたします。

予算書の2ページを、詳細につきましては4ページをあわせてご参照願います。

総務費、総務管理費において、127万円を増額補正するものであります。これは平成20年度から医療保険者に義務づけられます特定健診、特定保健指導事業を円滑に実施するために必要となる電算システムを整備する経費を補正するものでございます。

次に、保健事業において91万8,000円を増額補正するものであります。これは訪問指導事業に係る国の特別調整交付金の増額決定により、保健師の訪問時間数をふやし、医療費抑制対策を充実するために補正を行うものであります。

以上が、平成19年度岬町国民健康保険特別会計補正予算（第2次）の主な内容でございます。

本件につきましては、厚生委員会に付託されるものと存じますが、よろしくご審議の上、議決賜りますよう、お願い申し上げます。

以上でございます。

辻下正純議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

本件については、厚生委員会に付託の予定であります、その前に大綱的質疑を受けたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

辻下正純議長 異議なしと認めます。

これより大綱的質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

辻下正純議長 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております「平成19年度岬町国民健康保険特別会計補正予算(第2次)の件」については、会議規則第39条第1項の規定により、厚生委員会に付託したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

辻下正純議長 異議なしと認めます。よって、本件については、厚生委員会に付託することに決しました。

辻下正純議長 日程3、議案第101号「平成19年度岬町下水道事業特別会計補正予算(第2次)の件」を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。上下水道部長、末原光喜君。

末原上下水道部長 日程3、議案第101号、平成19年度岬町下水道事業特別会計補正予算(第2次)の件についてご説明させていただきます。

今般の補正予算につきましては、人事院勧告及び職員の人事異動に伴う職員給与費に係る人件費の調整並びに公的資金保証金免除、繰上償還制度の創設に伴う下水道事業債の借りかえによるものでございます。

予算書の1ページをご参照願います。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,255万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7億9,471万3,000円とするものでございます。

まず、歳入といたしまして、2ページをご参照願います。

なお、詳細につきましては、4ページと5ページに記載されておりますので、あわせてご参照願います。

繰入金、一般会計繰入金につきましては、人事院勧告及び職員の人事異動に伴う職員給与に係る人件費の調整により、554万4,000円を減額補正し、2億7,243万8,000円とするものでございます。

町債につきましては、公的資金保証金免除、繰上償還制度の創設に伴う下水道事業借換債といたしまして、5,810万円を増額補正するものでございます。

次に、歳出といたしまして、2ページをご参照願います。

なお、詳細につきましては、4ページ、6ページと7ページに記載されておりますので、あわせてご参照願います。

総務費、下水道総務費につきましては、歳入でご説明いたしましたように、人事院勧告及び職員の人事異動に伴う職員給与費に係る人件費の調整により、553万6,000円を減額補正するものでございます。

事業費の下水道事業費につきましても、同様に職員給与に係る人件費の調整に伴い、8,000円を減額補正するものでございます。

公債費につきましては、公的資金保証金免除、繰上償還制度の創設に伴い、地方債元金償還金5,810万円を増額補正するものでございます。

次に、3ページをご参照願います。

地方債補正につきましては、下水道事業借換債により、限度額を補正前2億2,980万円を、補正後2億8,790万円とするものでございます。

なお、起債の方法、利率、資金区分及び償還の方法につきましては、ごらんのとおりとなっております。

本件につきましては、事業委員会に付託されるものと聞き及んでおりますので、よろしくご審議の上、議決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

辻下正純議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

本件については、事業委員会に付託の予定であります、その前に大綱的質疑を受けたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

辻下正純議長 異議なしと認めます。

これより大綱的質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

辻下正純議長 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております「平成19年度岬町下水道事業特別会計補正予算(第2次)の件」については、会議規則第39条第1項の規定により、事業委員会に付託したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

辻下正純議長 異議なしと認めます。よって、本件については、事業委員会に付託することに決しました。

辻下正純議長 日程4、議案第102号「平成19年度岬町漁業集落排水事業特別会計補正予算(第1次)の件」を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。上下水道部長、末原光喜君。

末原上下水道部長 日程4、議案第102号、平成19年度岬町漁業集落排水事業特別会計補正予算(第1次)の件についてご説明させていただきます。

今般の補正予算につきましては、人事院勧告に伴う職員給与費に係る人件費の調整によるものでございます。

予算書の1ページをご参照願います。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ16万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億8,320万5,000円とするものでございます。

まず、歳入といたしまして、2ページをご参照願います。

なお、詳細につきましては、3ページと4ページに記載されておりますので、あわせてご参照願います。

繰入金、一般会計繰入金につきましては、人事院勧告に伴う職員給与費に係る人件費の調整により、16万4,000円を増額補正し、2,156万円とするものでございます。

次に、歳出ですが、事業費、漁業集落排水事業費につきましては、歳入と同様に、人事院勧告に伴う職員給与費に係る人件費の調整により、16万4,000円を増額補正するものでございます。

本件につきましては、事業委員会に付託されると聞き及んでおりますので、よろしくご審議の

上、議決賜りますよう、お願い申し上げます。

辻下正純議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

本件については、事業委員会に付託の予定ではありますが、その前に大綱的質疑を受けたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

辻下正純議長 異議なしと認めます。

これより大綱的質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

辻下正純議長 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております「平成19年度岬町漁業集落排水事業特別会計補正予算(第1次)の件」については、会議規則第39条第1項の規定により、事業委員会に付託したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

辻下正純議長 異議なしと認めます。よって、本件については、事業委員会に付託することに決しました。

辻下正純議長 お諮りします。

日程5、議案第103号「平成19年度淡輪財産区特別会計補正予算(第1次)の件」、日程6、議案第104号「平成19年度岬町深日財産区特別会計補正予算(第2次)の件」、日程7、議案第105号「平成19年度岬町多奈川財産区特別会計補正予算(第2次)の件」及び日程8、議案第106号「平成19年度岬町谷川財産区特別会計補正予算(第1次)の件」の4件を一括議題にしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

辻下正純議長 異議なしと認めます。よって、日程5、議案第103号から日程8、議案第106号までの4件を一括議題にすることに決定しました。

本4件について、提案理由の説明を求めます。総務部長、中口守可君。

中口総務部長 日程5、議案第103号、平成19年度岬町淡輪財産区特別会計補正予算(第1次)の件につきまして、概要をご説明いたします。

議案書の1ページをご参照願います。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ33万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ946万8,000円とするものでございます。

歳入歳出予算の概要につきましてご説明いたします。

2ページをご参照願います。なお、詳細につきましては、4ページに記載されておりますので、あわせてご参照願います。

歳入につきましては、淡輪地区財産区基金繰入金33万円を計上し、歳出におきましては、グリーンタウン集会所改修費を用途として、一般会計に33万円を繰出金として計上いたしております。

以上が補正予算の概要でございます。

なお、本件につきましては、総務文教委員会に付託の予定と伺っております。よろしくご審議の上、議決賜りますよう、お願い申し上げます。

日程6、議案第104号、平成19年度岬町深日財産区特別会計補正予算（第2次）の件につきまして、概要をご説明いたします。

議案書の1ページをご参照願います。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ43万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,857万円とするものでございます。

歳入歳出予算の概要につきましてご説明いたします。

2ページをご参照願います。なお、詳細につきましては、4ページに記載されておりますので、あわせてご参照願います。

歳入につきましては、深日地区財産区基金繰入金43万2,000円を計上し、歳出におきましては、緑会館改修費を用途として、一般会計に43万2,000円を繰出金として計上いたしております。

以上が補正予算の概要でございます。

なお、本件につきましては、総務文教委員会に付託の予定と伺っております。よろしくご審議の上、議決賜りますよう、お願い申し上げます。

日程7、議案第105号、平成19年度岬町多奈川財産区特別会計補正予算（第2次）の件につきまして、概要を説明いたします。

議案書の1ページをご参照願います。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ46万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,465万1,000円とするものでございます。

歳入歳出予算の概要につきましてご説明いたします。

2ページをご参照願います。なお、詳細につきましては、4ページに記載されておりますので、あわせてご参照願います。

歳入につきましては、多奈川地区財産区基金繰入金46万5,000円を計上し、歳出におきましては、谷川財産区有財産管理工事費を用途として、谷川財産区特別会計に46万5,000円を繰出金として計上いたしております。

以上が補正予算の概要でございます。

なお、本件につきましては、総務文教委員会に付託の予定と伺っております。よろしくご審議の上、議決賜りますよう、お願い申し上げます。

日程8、議案第106号、平成19年度岬町谷川財産区特別会計補正予算(第1次)の件につきまして、概要を説明いたします。

議案書の1ページをご参照願います。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ46万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ200万6,000円とするものでございます。

歳入歳出予算の概要につきましてご説明いたします。

2ページをご参照願います。なお、詳細につきましては、4ページに記載されておりますので、あわせてご参照願います。

歳入につきましては、多奈川地区財産区基金繰入金46万5,000円を計上し、歳出におきましては、産土神社枯れ木伐採工事費といたしまして、財産区有財産管理工事費46万5,000円を計上いたしております。

以上が補正予算の概要でございます。

なお、本件につきましては、総務文教委員会に付託の予定と伺っております。よろしくご審議の上、議決賜りますよう、お願い申し上げます。

辻下正純議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

本4件については、総務文教委員会に付託の予定ですが、その前に大綱的質疑を受けたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

辻下正純議長 異議なしと認めます。

これより大綱的質疑を行います。質疑ございませんか。

田代議員。

田代 堯議員 ちょっと簡単な質問で申しわけないです。

今の財産区の繰り入れ、繰り出しについては、十分理解はできるわけですけども。そこでちょっと確認をしたいんですが、今回、大阪府の消防訓練の大会で岬町が優勝なさって、その祝賀会が挙行されたわけですけども、私たちもご案内をいただいて、祝賀会に行って、大いに消防訓練の方に感謝を申し上げたとこなんですけども。その中で、過日、これは各地域の議員の方にいろいろお話があって、この費用負担については、各財産区から繰り入れをしていこう、繰り出していくというような話があったんですが、今回の予算書にこれ載ってないんですが、それはどの予算に載っているのか、ちょっと説明をしていただきたいというように思います。

辻下正純議長 中口総務部長。

中口総務部長 過日、消防大会において優秀な成績をおさめたということで、祝賀会を開催されたわけでございます。つきまして、各財産区において、日ごろの山等々の財産管理において、多大な協力をいただいておりますので、各財産区から交際費として、たしか10万だったと思うんですけども、交際費として支出したところでございます。

以上です。

辻下正純議長 田代議員。

田代 堯議員 今、交際費という説明があったんですけどもね、これと補正でもいけたんですけど、間に合わなかったんだと思うんですけども。これは交際費で使えるのかな。岬町の財務規則でいくと、使うのはいいですよ。私、決して使ったことをどうと言うんじゃないけど、緊急やむを得ない経費で、予算の補正をする時間、いとまがなかったということだろうとは思いますが、その前に、交際費を増額するための流用はだめだということになっているんじゃないかな。その辺の流用の仕方、別に説明だけきちっとしてもらったらいいわけで、使ったことについては、私は何も言いません。使い方、流用の仕方がちょっと、交際費であれば問題あるんじゃないかなというふうに思うんですが、どうですか。

辻下正純議長 中口総務部長。

中口総務部長 予算的には、各財産区それぞれ交際費としてあるわけでございます。そういう中で、予算執行に当たりまして、その分の金額が不足しておりました。過去において、各財産区管理委員において、冠婚葬祭等に支出している項目で、その費目から予算内の流用を行いまして、執行したところでございます。

以上です。

辻下正純議長 田代議員。

田代 堯議員 交際費の、私らの手元には何が幾らというのは出てこないんで、わからないんですけども。交際費は、大体限度幾らというのがあって、それを超える場合については、利用してはいかんということになっていると思うんですが。今の説明であれば、交際費が、例えば10万なら10万、決められてあったけども、それを下回ってたんで、それを使ったということですか。10万という交際費があるけども、そこから増額して使ったということですか。

私、3回目なんで、その辺で、あとはちゃんとした答弁、ただ、交際費と今おっしゃったんで、交際費である場合については、ここにいう、岬町の規則では、特に必要がある場合のほかは、例えばいろいろ6項目あるんですが、交際費を増額するための流用はだめだというふうにならなくてあるんで、今、部長の方から交際費を使ったということをおっしゃったんで、それはちょっといかがかなということで質問しているわけで、もう1回、その、明確に答弁だけしていただいたらもう結構です。

辻下正純議長 お諮りします。暫時休憩したいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

辻下正純議長 暫時休憩します。

(午前11時00分 休憩)

(午前11時10分 再開)

辻下正純議長 休憩前に引き続き会議を再開します。

中口総務部長。

中口総務部長 先ほどの田代議員の質問に対して、私自身、ちょっと舌足らずな、不十分な説明がございましたので、追加させていただきますと、大会で優勝ということで、かなり頑張っていたということで、各管理委員においても、また各議員におかれても、祝賀をしてあげようというところがございまして、緊急やむを得なく執行項目として執行したので、その辺ご理解願いたいというように思います。よろしくをお願いします。

辻下正純議長 他に質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

辻下正純議長 これで大綱的質疑を終わります。

ただいま議題となっております「平成19年度岬町淡輪財産区特別会計補正予算(第1次)の件」、「平成19年度岬町深日財産区特別会計補正予算(第2次)の件」、「平成19年度岬町多奈川財産区特別会計補正予算(第2次)の件」及び「平成19年度岬町谷川財産区特別会計補

正予算（第1次）の件」の4件については、会議規則第39条第1項の規定により、総務文教委員会に付託したいと思えます。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

辻下正純議長 異議なしと認めます。よって、本4件については、総務文教委員会に付託することに決しました。

辻下正純議長 日程9、議案第107号「平成19年度岬町住宅用地造成事業特別会計補正予算（第1次）の件」を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。総務部長、中口守可君。

中口総務部長 日程9、議案第107号、平成19年度岬町住宅用地造成事業特別会計補正予算（第1次）の件につきまして、概要をご説明いたします。

議案書の1ページをご参照願います。

収益的収入に営業収益として1億719万1,000円を、収益的支出に営業費用として7,151万9,000円をそれぞれ追加し、宅地造成事業収益の総額を3億626万5,000円、宅地造成事業費用の総額を1億6,265万円とするものでございます。

補正予算の概要につきましてご説明いたします。なお、詳細につきましては、2ページに記載されておりますので、あわせてご参照願います。

まず、本年6月22日に地方自治体の財政破たんを未然に防止するための地方公共団体の財政の健全化に関する法律が公布され、平成20年度決算に基づく措置から適用される予定となっております。この法律におきましては、一般会計のみならず、特別会計を含む本町が有するすべての会計において、財政の健全化が求められおります。

このような状況を念頭に置き、本会計の精算に向けて、今後とも宅地売却に鋭意努力を行ってまいります。今般、これらの取り組みの1つといたしまして、西地区の道路及び公園などの公共用地を一般会計に売却するものでございます。

収益的収入につきましては、西地区宅地売却収益として、一般会計に売却する道路、公園等売却収益1億719万1,000円を計上し、収益的支出におきましては、西地区宅地売却原価として、道路、公園等売却原価7,151万9,000円を計上いたしております。

なお、平野地区につきましても、引き続き必要な手続を進めまして、宅地の売却や公共用地の一般会計への売却を進めてまいります。

以上が補正予算の内容でございます。

なお、本件につきましては、総務文教委員会に付託の予定と伺っております。よろしくご審議の上、議決賜りますよう、お願い申し上げます。

辻下正純議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

本件については、総務文教委員会に付託の予定であります。その前に大綱的質疑を受けたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

辻下正純議長 異議なしと認めます。

これより大綱的質疑を行います。質疑ございませんか。

辻下正純議長 田代議員。

田代 堯議員 大変時間をとって申しわけないんですが、議案書の中身の数字が、私、他の議員さんはご理解できると思うんですけど、私、ちょっと理解しにくいんですけどね。そこでお尋ねしたいんですが、要は、住宅用地造成事業特別会計の一部、西地区の造成事業を一般会計、買い取りたいと、こういうことなんですよね。それについてなんです、ここに書いてある道路、公園等の売却ということになってますけども、西地区の総括的な面積とか売却する単価、そういったものは数字上、出ておるのかどうか。

それと、現在使っておられるゲートボール、西地区・中地区の方も一緒になって使っておられると思うんです。ゲートボール場はどうなっておるのか。それも含めて一般会計に売却できないのかどうか、その辺ですね。

それから、これについての財源措置なんです、一般会計の中の財源としてするのか、特別に起債を起こしていくのか、その辺と、これを一般会計に移行した場合に、将来は連結決算ということがあって、一般会計の移行ということになるのかと思うんですけども、おそらくメリットは一般会計へ移しても、物は残るけども、財政上、緩和されないのとちがうかなというふうに思うんですが、その辺、教えていただきたいなというふうに思うんですけども。

辻下正純議長 中口総務部長。

中口総務部長 田代議員の質問でございますが、岬町住宅用地造成事業という、そもそもこの事業において、2つの地区、場所がございます。質問にもありましたように、1つは平野地区、もう一つが西地区という2つの造成事業がございます。その2つ事業をあわせまして、岬町住宅用地造成事業という特別会計を組んでおります。

そういう中で、特別会計、今言いました連結決算のことでございますが、一般会計が何とか黒

字を保っておいても、特別会計が著しく赤字であれば、その辺のバランスが均衡を保っておらなければ、それを国としては、再建団体の指導の度合いを示す数字が出てくるということで、今後、国の指導のレベルが20年度決算であらわれてくるというのが、今回の連結決算でございます。

つきまして、今、西地区においての道路及び公園が、まだ特別会計で抱えておるとというのが現実でございます。特別会計を少しでも軽くするため、一般会計の方で抱き込むということで、そしたら一般会計もしんどいやないかということでございますが、その辺のしんどさをなでて、お互いが軽くするというので、一般会計で抱き込むということでございます。

面積については、南の方から答弁させていただきます。

辻下正純議長 南副理事。

南総務部副理事兼総務法制課長 私の方から、2ページの補正額、これの1億719万1,000円、これの算出した面積及び単価について、お答えさせていただきたいと思っております。

まず、道路用地の面積としては2,178平方メートル、それと公園用地が1,820平方メートル、それから、金額を出す平米当たりの単価でございますが、まず、宅地売却収益、収益的収入の方の宅地売却収益、こちらの方の単価につきましては、簿価、一般的には、企業会計の中では帳簿価格と言われるんですけども、その数字を使っております。それにつきましては2万6,811円ということと、それから、収益的支出、これにつきましては、面積は先ほど申し上げたのと同じになるんですけども、単価が原価計算の単価、最初に造成したときに要った費用、それを造成面積で割り戻した数字が、1万7,888円という単価になっておりまして、これに乗じることによりまして、今回の7,159万9,000円という数字が出ております。

それと、ゲートボールのコートについては残るかというところの質問ですけども、ゲートボールの方のある地番は、岬町多奈川谷川1076番地の17という地番になっていまして、その土地が1,300平方メートルぐらいあるわけですけども、その約半分を今回の用地として充てておりまして、ゲートボール場のところについては、そのまま残るといような予定になっております。

以上でございます。

辻下正純議長 田代議員。

田代 堯議員 詳しいことは委員会で十分協議をしていただきたいと思います、このように思います。

今の説明でいくと、ゲートボールの分は残すとなれば、一部西地区の造成事業が残るといことになるわけですから、これも一般会計の中へ入れて、現在使用されているような状況というのはいかないのどうか。西地区は全部買収してしまうということになってもしんどいんじゃないかなと

いうふうに、これ単純に考えるわけですけども。

それと、今、中口部長の方で、一般会計と特別会計のバランスをというようなことで、できるだけ特別会計の赤字分を一般会計で抱いてやりたいと、こういうことなんですが、これから国が行う決算というのは、一般会計であろうと特別会計であろうと、一緒にしなさいよということの指導が、今後行われて、21年度からなるんじゃないかなと思うんですが。造成事業は特別会計なんです、例えばこれを残した場合、このまま残していった場合の不都合というのは何かあるのかな。その点を、それで最後ですけど、それをお聞きしたいのと、できれば、ゲートボールについては一般会計へも繰り入れて、後の整理をするのに、平野だけ残せないのかどうか。

それと、もう1点は、さきの案件でもちょっと触れましたけども、公園部分、これは必要であろうと思うんですけども、西または中地区の方の了解が得られれば、それは一般に公募して、売却はできないのかどうか。町長の言われる有効利用を図る、土地の売却して有効利用を図るということになるかと思うんで、その辺は考えていないのかどうか、あわせて、そのことを聞きたいと思うんですけども。

辻下正純議長 古田総務部理事。

古田総務部理事 私の方からは、前段の破たん法制のだけご説明いたします。

単純に申し上げますと、新しい破たん法制では連結決算ですので、一般会計と特別会計、これと一緒にせえとか、そういう話ではございませんで、それぞれの会計ごとに収支を明らかにしていこうと。そして、例えば夕張であったような特別会計に赤字をずっと押しつけといて、ふたあけてみたら、一気に破たん状態になるのを防ごうという制度でございます。このたびの住宅特会の話につきましては、住宅特別会計だけの収支を見ますと、かなりの赤字幅が出てくる可能性がございます。

その中で、連結で見ると、特別会計の赤字幅が一定以上になりますと、自主的な再生計画をつくる団体という位置づけにされる可能性がございます。そのために残っておりますのが、西につきましては、道路あるいは公園といった公共的なものですので、一般会計で管理することにして、特別会計については、平野が残っておりますので、その売却を進めて、できるだけ赤字幅を小さくして、精算していくというように考えておるものでございます。

以上です。

辻下正純議長 南副理事。

南総務部副理事兼総務法制課長 私の方から、ゲートボール場の用地について、最終的にどうなるのかということについて説明をさせていただきたいと思っております。

まず、この会計を最終的にとじるというふうな形になる場合は、平野住宅の宅地の部分を売却というところと、また平野住宅の道路部分、それについては一般会計で買い戻す。ゲートボール場の部分につきましても、最終的には、この会計を閉鎖するときに、一般会計で買い戻すという形になりまして、最終的に、これが赤になりますと、損益として、また一般会計からも補てんをしなければならない。ただ、土地が高騰したりとか、そんなんでも高く売れた場合は収益が出るというような形になろうかと思えます。

以上でございます。

辻下正純議長 他に質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

辻下正純議長 なければ、これで大綱的質疑を終わります。

ただいま議題となっております「平成19年度岬町住宅用地造成事業特別会計補正予算(第1次)の件」については、会議規則第39条第1項の規定により、総務文教委員会に付託したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

辻下正純議長 異議なしと認めます。よって、本件については、総務文教委員会に付託することに決しました。

辻下正純議長 日程10、議案第108号「平成19年度岬町水道事業会計補正予算(第1次)の件」を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。上下水道部長、末原光喜君。

末原上下水道部長 日程8、議案第108号、平成19年度岬町水道事業会計補正予算(第1次)の件についてご説明させていただきます。

今般の補正予算につきましては、人事院勧告及び職員の人事異動に伴う職員給与費に係る人件費の調整、自己水の減少に伴う府営水の増量による受水費の補正、水道管の漏水によるガス管破損事故に伴う損害賠償金及び公的資金保証金免除繰上償還制度の創設に伴う水道事業債の借りかえによるものでございます。

予算書の1ページをご参照願います。なお、詳細につきましては、5ページと6ページに記載されておりますので、あわせてご参照願います。

第2条の収益的収入の事業収益のうち、特別利益について、予算額504万4,000円を増

額し、504万5,000円とするもので、水道管の漏水によるガス管破損事故に伴う保険金収入でございます。

続きまして、収益的支出ですが、水道事業費用のうち、営業費用について、予算額1,129万4,000円を増額し、5億2,300万3,000円とするもので、受水費の増額及び職員給与費等の減額を合わせた額でございます。

次に、特別損失について、予算額509万4,000円を増額し、609万4,000円とするもので、水道管の漏水によるガス管破損事故に伴う大阪ガスへの損害賠償金でございます。

次に、第3条として、予算第4条本文括弧書中「1億5,897万4,000円」を「1億5,904万円」に改めるもので、資本的収入が資本的支出額に対して不足する額でございます。なお、この不足額は、過年度損益勘定留保資金によって補てんするものでございます。

資本的収入についてですが、企業債として、予算額2億3,181万9,000円を増額し、2億3,521万9,000円とするもので、水道事業債につきまして、高利の事業債を利率の低い資金に借りかえをし、繰上償還する予定の額で水道事業借換債の発行をするものでございます。

2ページを参照願います。

資本的支出の建設改良費として、予算額6万6,000円を増額し、6,470万3,000円とするもので、職員給与費等の改正によるものでございます。

次に、企業債償還金といたしまして、予算額2億3,181万9,000円を増額し、3億6,458万1,000円とするもので、水道事業借換債につきまして、高利の企業債について、金利の低い資金に借りかえをし、繰上償還する予定の額でございます。

次に、第4条の下段の企業債補正の表をご参照願います。

水道事業借換債の限度額を2億3,181万9,000円とするもので、これは先ほど説明しました高利の企業債について、利率の低い資金に借りかえをするためのものでございます。

第5条では、議会の議決を経なければ流用することができない経費といたしまして、人件費の総額を定めており、今回の収益的支出及び資本的支出における人件費9万3,000円を減額することに伴い、その額を7,842万3,000円とするものでございます。

次に、第6条では、重要な資産の取得及び処分として、資本的支出の配水管整備事業費の額を定めており、今回、当該事業費を6万6,000円減額することに伴い、6,092万2,000円とするものでございます。

以上、補正予算の概要につきまして説明させていただきました。

本件につきましては、事業委員会に付託されると聞き及んでおりますので、よろしくご審議の上、議決賜りますよう、お願い申し上げます。

辻下正純議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

本件については、事業委員会に付託の予定ではありますが、その前に大綱的質疑を受けたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

辻下正純議長 異議なしと認めます。

これより大綱的質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

辻下正純議長 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております「平成19年度岬町水道事業会計補正予算(第1次)の件」については、会議規則第39条第1項の規定により、事業委員会に付託したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

辻下正純議長 異議なしと認めます。よって、本件については、事業委員会に付託することに決しました。

辻下正純議長 日程11、議案第109号「損害賠償の額の決定及び和解の件」を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。上下水道部長、末原光喜君。

末原上下水道部長 日程11、議案第109号、損害賠償の額の決定及び和解の件についてご説明いたします。

水道管の漏水に伴う大阪ガスの管の破損に係る損害賠償の額の決定及び和解についてですが、本件に係る事故は、本年5月24日木曜日、岬町淡輪3805番地の49地先の町道、地区的には、青葉台におきまして水道管の漏水があり、その漏水によりサンドブラスト現象を起こし、近接している大阪ガスの管に穴をあけ、水道水及び土砂等をそのガス管内に侵入させたものでございます。

今回の漏水によったサンドブラスト現象といえますのは、水道管の破損部から漏水した圧力のある水が土砂と混合して噴射し、近くの管等をこすりつけ穴をあける現象をいいます。

以上が損害賠償の額の決定及び和解の件についての概要であります。

なお、本件につきましては、事業委員会に付託される予定と伺っております。よろしくご審議の上、議決賜りますよう、お願い申し上げます。

辻下正純議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

本件については、事業委員会に付託の予定であります、その前に大綱的質疑を受けたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

辻下正純議長 異議なしと認めます。

これより大綱的質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

辻下正純議長 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております「損害補償の額の決定及び和解の件」については、会議規則第39条第1項の規定により、事業委員会に付託したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

辻下正純議長 異議なしと認めます。よって、本件については、事業委員会に付託することに決しました。

辻下正純議長 日程12、議案第110号「南大阪湾岸南部流域下水道組合の解散及び財産処分に関する協議の件」を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。上下水道部長、末原光喜君。

末原上下水道部長 日程12、議案第110号、南大阪湾岸南部流域下水道組合の解散及び財産処分に関する協議の件についてご説明申し上げます。

提案理由といたしましては、平成18年5月から、大阪府流域下水道の今後の事業運営について、大阪府と関係市町及び流域下水道組合が検討及び協議をした結果、本組合を解散し、大阪府が流域下水道の建設と維持管理を一体的に事業運営することが最適であるとの結論に至ったため、平成20年3月31日をもって、本組合を解散しようとするものであります。

本組合の解散及び財産処分に当たり、地方自治法第288条及び第289条の規定により、関係市であります泉南市、泉佐野及び阪南市と協議するため、地方自治法第290条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

本組合の解散及び財産処分に関する協議につきましては、裏面の南大阪湾岸南部流域下水道組

合の解散及び財産処分に関する協議書（案）をごらんください。

地方自治法第288条の規定による南大阪湾岸南部流域下水道組合の解散及び同法第289条の規定による解散に伴う組合財産処分について、次のとおり定める。

1 解散の期日

組合は、平成20年3月31日をもって解散する。

2 解散に伴う財産処分

組合の解散に伴う財産処分は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 大阪府に帰属させる財産

組合が所有する備品とし、その帰属については大阪府と協議の上、定めるものとする。

この号でいう、組合が所有する備品とは、本組合の設立以来、本組合で購入した備品で、事務室や会議室などの机、いす、箱、棚類、水質試験用の実験用器具類及び公用車などの備品を示しております。

(2) 処分する財産の細目については、別途、泉南市、泉佐野市、阪南市及び岬町が協議して定めるものとする。

この号でいう、処分する財産の細目とは、先ほどの備品一覧のことを示しております。

以上が内容でございます。よろしくご審議の上、議決賜りますよう、お願い申し上げます。

辻下正純議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

和田勝弘議員。

和田勝弘議員 財産というんですか、備品類は言っていたんですけど、金額にして、どのくらいもんが残っているんか、その点1点だけ。

辻下正純議長 末原光喜君。

末原上下水道部長 和田議員の質問に答えさせていただきます。

金額については、備品台帳ということで、購入額といたしまして4,793万8,830円となっております。ちなみに、備品の個数的には151の備品がございます。

以上です。

辻下正純議長 他に質疑ございませんか。

中原 晶議員。

中原 晶議員 本件に関しては、先般の9月議会でも関連する議案がありまして、そのときにも少しお聞かせいただいた点もありますし、他の議員が質問された点もありまして、改めてこの場

でお聞かせいただきたいことがございます。

まず1点、施設の整備についてなんですが、これは流域下水を解散して、大阪府が一元化して管理すると。全体を管理するということになっていきますので、岬町内のポンプ場ですとか、まだおこなっている流域下水の延伸が必要な部分ですとか、そのあたりについても、大阪府下全体で、どこが整備が必要かということ判断されるということになるのかなと思うんですけども。そうなりますと、岬町内においては必要度が高いところでも、大阪府全体で見た場合に、低いというふうに判断された場合に、これまで以上に整備がおこなわれていくということがないのかという点を1点お聞きしたいと思います。

それから、2点目について、まだ解散も先の話ですので、進捗状況がどうか分かりませんが、料金体系について、住民負担がどうなっていくのかという点について、進捗があればお聞かせいただきたいと思います。

以上、2点です。

辻下正純議長 末原上下水道部長。

末原上下水道部長 中原議員の質問にお答えさせていただきます。

確かに整備については、流域下水道を一元化して、大阪府が管理するものでございます。ただし、岬町内にある施設といたしましては、流域下水道管については、谷川新橋まで計画どおり完成しております。それと、淡輪中継ポンプ場及び深日中継ポンプ場についても、今後とも大阪府が一元化して管理しますので、差異はございません。

ただし、岬町といたしましては、流域下水道の延伸については、町の端の市街化の区域である楠木までの延伸の件はございます。これは町としても議会としても協力をして、大阪府に、これは補助採択要件として獲得していきたいと考えております。

それと、料金体系の件なんですが、これはちょっと9月の議会のときにご説明させていただいたんですが、下水道料金については、大阪府が一元化することによりまして、処理費に係る単価は、当然下がることとなります。ただし、下水道事業というのは、非常に金額のかかる事業でありますので、今の料金が、そのコストに見合っているかという観点から考えますと、国の指導によりまして、まだそれに達していないという件がございまして、今回の組合が一元化する件に関しては、コスト縮減については当然行えますが、料金体系については、別途また議会に提案していきたいと考えております。

以上です。

辻下正純議長 他に質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

辻下正純議長 これでは質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

反対討論ですね、中原 晶議員。

中原 晶議員 今、お答えもいただきましたけれども、末原部長の方からは、これまでと施設の整備については差異はないというふうにお答えいただきまして、さらに楠木までの延伸については要求していくということでありましたけれども、府下全体を一元化するということは、大阪府が判断して、府下全体を見て優先順位をつけていくということになりますので、差異はないとおっしゃいますけれども、そこが保障されるということとは言えないのではないかなというふうに考えます。要求していくということで、それは結構だと思いますし、当然必要だと思いますけれども、そこは頑張ってくださいといたしましても、必要に応じて整備がなされるのかという点については不安が残ります。

それから、料金体系については、コストの縮減はできるということではあります、実際の住民負担に反映するのかどうかという点については明確にお答えにはなりません、コストは縮減できるけれども、そのことで実際の住民の皆さんが支払っていく料金については、下げる気はないというお考えかなと思いますけれども。以前の9月議会のところでも、末原部長の答弁の中で、値上げをする方向としては変わらないというご答弁がありましたので、そのあたりも考えた場合に、今回も同じ立場で賛成しかねるということでもあります。

以上です。

辻下正純議長 次に、原案に賛成の方の発言を許します。

(「なし」の声あり)

辻下正純議長 他に討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

辻下正純議長 これでは討論を終わります。

これより議案第110号「南大阪湾岸南部流域下水道組合の解散及び財産処分に関する協議の件」を起立により採決します。

本件は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

辻下正純議長 起立多数であります。よって、議案第110号は可決されました。

お諮りします。暫時休憩したいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

辻下正純議長 異議なしと認めます。暫時休憩することに決定しました。暫時休憩します。

午後は1時から再開しますので、よろしくお願いたします。

(午前11時50分 休憩)

(午後 1時00分 再開)

辻下正純議長 休憩前に引き続き会議を再開します。

辻下正純議長 日程13、議案第111号「岬町住民活動センター条例を制定する件」を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。総務部長、中口守可君。

中口総務部長 日程13、議案第111号、岬町住民活動センター条例を制定する件についてご説明いたします。

提案理由といたしましては、住民活動センターの使用に伴う受益者負担の適正化を図るため、本条例を制定するものでございます。

この条例において、現在、公害監視センターとして使用している施設の名称を岬町住民活動センターに改めまして、住民交流の向上を図る施設として、住民の地域の交流活動及び生涯学習活動の推進を図ってまいりたいというように考えております。

それでは、条例案の内容について説明させていただきます。条例案をお開きください。

本条例は、第1条から第15条及び附則までの構成となっており、最後に使用料について別表がございませ。

第1条は、設置について定めたもので、本センターは、本町の住民交流の向上を図る施設として、住民の地域の交流活動及び生涯学習活動を推進し、文化の振興及び住民福祉の増進に寄与するため、岬町住民活動センターを設置するものでございませ。

第2条では、センターの名称及び位置を定めたもので、名称は岬町住民活動センター、位置は、岬町深日2000番地の1に位置するものでございませ。

第3条では、センターは町長が管理すると定めています。

第4条から第6条にかけては、センターの使用の許可、許可の制限、使用許可の取消し等について定めております。

第7条から第9条にかけましては、使用料の納付、使用料の減免、使用料の還付について定めております。

第10条から第11条にかけては、使用者は、センターに特別の設備をしてはならないこと及び許可を受けた目的以外に使用してはならないこと等を定めております。

第12条では、原状回復義務につきまして、第6条の規定により、使用の許可の取り消されたときは、直ちに原状に回復しなければならないと定めております。

第13条から第15条までは、センターの使用に際しての損害賠償、免責及び委任について定めております。

次に、附則には、施行期日を定め、この条例は、平成20年4月1日から施行するものでございます。

次に、第7条関係の別表について説明いたします。別表では、センターの使用料について定めております。

使用料については、玄関を入って、正面の会議室をA、正面左手奥の一番小さい会議室をB、正面右側の会議室をCと定め、1時間当たりの使用料は、会議室Aでは250円、会議室Bでは100円、会議室Cでは200円と定めております。なお、このたびの使用料の算出根拠につきましては、既存施設であります淡輪公民館の使用料を基本といたしまして、1平米当たり5円で算出したところでございます。

本条例案につきましては、総務文教委員会に付託の予定と伺っております。よろしくご審議の上、議決賜りますよう、お願い申し上げます。

辻下正純議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

本件については、総務文教委員会に付託の予定であります。その前に大綱的質疑を受けたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

辻下正純議長 異議なしと認めます。

これより大綱的質疑を行います。質疑ございませんか。

田代議員。

田代 堯議員 今回の使用料の問題については6件ほどありますので、まず、この条例の中で、施行規則を定めると、こうなってますけども。まず、今まで条例の整備がされてなかったということで、今回、条例の整備ということで提案され、かつ使用料をいただくということになっておりますけども、これはあくまでの関連の公害監視センターということで、関電さんから譲り受け

た建物でなかろうかというふうに私は記憶しておるんですが、現在、所有権は岬町にいつ譲渡されたのか、その辺のことをちょっとお聞かせ願いたいのと、使用料金について、後の条例にも出てきますけども、時間単位で使用料を取るということになってますけども、これの管理とか、時間が過ぎた場合の超過料は、どうして収受というんですか、もらうのかということについてのそういった規則はきちっと定めてあるなら、その説明をちょっとしていただきたい、このように思います。

辻下正純議長 南副理事。

南総務部副理事兼総務法制課長 田代議員さんの質問にお答えさせていただきます。

まず、関電の方から町の方にいつ移っているかという点につきましては、日時については調べた上で、また返事させていただきたいと思います。所有権については、今現在、町という形になっております。

それから、管理につきましては、今回、岬町住民活動センター条例というのを提案させていただいておりまして、これについては、当然、センターの条例施行規則というのが、セットもんで出てくるわけでございます。条例というのがございまして、細かい使用についての部分を規則の方で定めるということで、先ほど、部長の方からも説明しましたように、使用料について、条例の中で、既存の淡輪公民館を基本にして、1平米5円という形で定めております。それについて、センターの施行規則の中で徴収していくと。徴収する上では、町長がという話になっております。住民活動センターにつきましては総務法制課が所管をしておりますので、使用料につきましては、申し込んだ時点で、その時点で前金として、そこでお金を納めていただいて使っていただくということになっております。

それで、会議室の大きさによりまして、A、B、Cという形でございまして、一番大きな会議室につきましては、1時間250円ということになります。それで、仮に3時間使っていただくと、借りていただくという場合には750円という料金は、前払いでいただくという形になります。ただ、条例の施行規則の中で、法的段階とか減免できる段階がございます。それと町長が特に認めた場合という場合もございますので、それにつきましては、減免をしてまいりたいというような形で考えております。

ご質問については以上でございます。

辻下正純議長 田代議員。

田代 堯議員 使用料の徴収というんか、料金の受け取りについては、この施設については総務の方でということ、それは問題ないと思うんですけども。後で出てくる中で、例えばグラウン

ドとか青少年センターの広場とか、そういったところについては管理人を張りつけるのか、それと、ない場合については、どのような形で時間の確認とか料金の受け取りというのは、どのように考えておるかということをお先ほど聞きたかったんです。それをあわせて、もう一度お尋ねしたい。

それから、所有権の問題については、後ほど調べることなんですが、別にそれは構わないんですけど、実際、岬町の所有権にきちっと整備されているんですね。それだけちょっと確認したいんですけども。

以上です。

辻下正純議長 中口総務部長。

中口総務部長 当施設の所有権については、岬町ということになっております。他の施設については、折々の以降提案されている内容で、各担当の方でそれに触れるかと思うので、よろしくお願ひします。

辻下正純議長 ほかにございませんか。

鍛冶議員。

鍛冶末雄議員 会議室に使えますんで、冷暖房施設の方はどうなっておりますか。

辻下正純議長 南副理事。

南総務部副理事兼総務法制課長 住民活動センターにつきましては、冷暖房につきましては、別途コインタイマーのついた部分の機械を設置しておりますので、暑いとき、また寒いとき、使っていただくときには、1時間幾らということでお金を入れていただくということになります。

以上です。

辻下正純議長 他に質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

辻下正純議長 これで大綱的質疑を終わります。

ただいま議題となっております「岬町住民活動センター条例を制定する件」については、会議規則第39条第1項の規定により、総務文教委員会に付託したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

辻下正純議長 異議なしと認めます。よって、本件については、総務文教委員会に付託することに決しました。

辻下正純議長 日程14、議案第112号「岬町立アップル館条例を制定する件」を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。教育部長、岡田耕治君。

岡田教育部長 日程14、議案第112号、岬町立アップル館条例を制定する件につきまして、説明させていただきます。

まず、提案理由といたしましては、岬町立アップル館に指定管理者制度が導入できるよう、地方自治法第244条の2第1項の規定に基づき、本条例を制定するものであります。

平成2年に建築しました深日児童館は、淡輪公民館の分室としておりましたが、指定管理者制度の導入もできるようにし、また子供たちが親しめる愛称名であったアップル館を正式名称として制定するものです。

制定条例案をご参照願います。

本条例は、1条から18条までとなっております。まず、第1条におきましては、児童に健全な遊びを与え、情操を豊かにすることを目的に設置することを定めております。

第2条では、名称及び位置について定めております。

第3条では、アップル館の事業の内容を定めております。

第4条から第6条では、指定管理者制度の導入に伴う条文を定めております。

第7条では、アップル館の利用の許可と使用条件の付与について定めております。

第8条では利用の制限を、第9条では利用許可の取消し等について定めております。

第10条では、利用料金について定めております。

第11条では利用料金の減免、第12条では利用料金の還付について、第13条、第14条では禁止事項を定めております。

第15条では原状回復義務について、第16条では損害賠償について、第17条では免責について、第18条では委任について定めております。

附則として、この条例は、平成20年4月1日から施行するものとしております。

別表として、2階会議スペースの利用料金を定めております。1時間100円といいますが、先ほど、住民活動センターの説明の中にありました淡輪公民館の1平米当たり5円を基準として算出しております。

なお、本件は、総務文教委員会に付託の予定と聞いております。よろしくご審議の上、議決賜りますよう、お願い申し上げます。

辻下正純議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

本件については、総務文教委員会に付託の予定であります、その前に大綱的質疑を受けたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

辻下正純議長 異議なしと認めます。

これより大綱的質疑を行います。質疑ございませんか。

田代議員。

田代 堯議員 今、教育部長の方で、このアップル館については、公民館の分室という説明があったんですけども、どうもそれは間違いないと思うんですけど、私の認識と違いますので、私はアップル館じゃなしに、児童館ということで記憶しておるんですが、この児童館が建設されたいきさつ、目的、そういったのももう少し具体的に説明をしていただきたい。というのは、過日、11月6日の議会運営委員会の予定案件の資料では、児童館ということで出てきておって、さらに26日の議運では、名称が変わって、アップル館ということになって、そのとき、これなぜ変わったんかということを確認をしたかったんですけど、議運という立場もありましたんで、質問を避けたんですけども。その名称をなぜアップル館、アップル館というのは、通称、公募してアップル館という子供にちなんだそういう名前がついたというのは記憶あるんですけども。もともとが児童館という形で、現在も深日児童館という名称で建物があると思うんですが、その辺の当時の状況をもう少し詳しく説明をしていただきたいというふうに思います。

それから、これは前々から私も考えておったんですけども、児童館ということになれば、多分これは福祉関係になるんじゃないかな。それが教育委員会に所管になっておることについても、私もちょっと疑問を持っておるんですけども。所管は、どちらにせよ、きちっと分けるとするなら、福祉部の関係の所管になるんじゃないかなというふうに思います。

それから、指定管理者の問題ですけども、私、先般、現地にも行って、現地で管理していただいている女子職員の方にもいろいろと話をさせていただいたんですけども、かなりの利用者数もあって、非常に広く活用されている。特に図書を読む会というんですか、本を読む会という方々がボランティアでいろいろと本の差しかえなり、いろいろ新しい本やっていたいような話もそこで聞いたわけですけども。ただ、ここでの使用料は2階の会議室ということになっております。しかし、2階は、当初から、子供の本を置いて、遊戯場になっているはずなんですよね。私、それも、過日、確認もしております。会議室というようなものは一切机もないし、そこになぜ使用料を取るのかという問題なんです、当時の私の考えておる建設の目的からいくと、少し

使用料金を取るのになじまないんとちがうのかなという考えを持っておるんですが、その辺を聞かせていただきたい。

それから、指定管理者制度の導入ということがうたわれておりますけども、今の臨職のアルバイトの方を使ってすることに対して何か問題あるのか、それとも指定管理者を使うことによって、今の維持管理というんですか、維持経費がより安くなるのか、それとも子供たちにとって、さらに利便性があるのかどうか、そういったものもあわせて、少し説明をしていただきたい、このように思います。

以上です。

辻下正純議長 田中教育長。

田中教育長 田代議員の質問にお答えいたします。

アップル館の経費につきまして、これは深日会館の建設当時、深日地区の方から、子供たちのための施設を建ててほしいという条件がございました。それで建設をしたものでございます。その当時は、児童館という名称をつけて運営をしてまいりました。今回のアップル館とした経緯につきましては、児童館というのは、今、教育委員会が管理している中で、児童館という名称は福祉的に使用されている名称やということから、教育委員会が管理する今の児童館については、通称のアップル館という名称を使っていきたいということで、今回、条例を制定したわけでございます。

それから、料金を取ることにしましては、また岡田部長の方から説明させていただきます。

辻下正純議長 岡田部長。

岡田教育部長 田代議員の質問にお答えいたします。

まず、アップル館という名称でございますが、2点、理由がございまして、1つは、子供たちが深日児童館という名称よりも、子供たちが親しみやすい、子供たちの居場所づくりの一環と位置づけておりますので、親しみやすい名称がいいのではないかとということが、まず大きな理由としてございます。

2つ目に、議員ご指摘のとおり、児童館というのは、福祉部門が所管するという位置づけになっておりまして、本館は教育委員会が所管しておりますので、アップル館という名称を使って、名づけることによって、教育が、本来子供の居場所づくりという拠点ですよということを明確にしたいと、そのような理由からアップル館と名づけさせていただきたいと考えております。

2点目の、本来、子供たちの遊戯室であったというご指摘でございますが、もとは2階にもぎっちりと図書が詰まっていた状況でございまして、この春に、町内の子供の読み聞かせのポラン

ティアの方々にご協力をいただきまして、本を全部必要なものは残し、不必要なものは淡輪公民館に返すという形で、スペースを確保いたしました。特に、読み聞かせの会とか、子供の活動にかかわる活動をしていただく分については、会議スペースの活用を子供たちの活動として使う分は本来の目的でございますが、この後にもいろいろとご説明をさせていただきます教育施設で、全体で料金を設定している関係で、例えばAという文化センターも青少年センターも有料やし、それから公民館も有料ということになったら、ちょっと打ち合わせをしたいので、特に子供の本あるいは子供とかかわりのない団体が、あそこのスペースを貸してくださいというふうな申し出があったときに、そこに、本来、子供の居場所づくりのスペースが、料金を設定していないために、利用者が殺到するというんですか、利用がふえると、かえって本来の子供の居場所にならないのではないかということで、一律に料金を設定させていただいたところでございます。

それから、3点目の今の体制で十分ではないかというご指摘でございますが、これは議員のおっしゃった3点目でございますね。つまり子供の利便性、アップル館に4月から子供の居場所づくりということで位置づけて、さまざまなボランティアの団体の方々のご協力を得て、本の選定の充実や子供の読み聞かせの会の活動をさまざま展開しておりますが、そのようなボランティアの方々のパワーというか、子供の居場所づくりでもあり、またボランティアの方々の活動の場でもあると。そのことによって、子供たちが、きょうは学校から帰って、ちょっとアップル館へ寄って本を読んでくるというような、そのような形の施設になればというふうに考えているところでございます。

田代 堯議員 指定管理者は。

岡田教育部長 指定管理につきましては、どのような形になるのかということ、まだこの条例が通ってからオープンにしていくと、そういうような段階でございますが、私たちが想定しておりますのは、何らかの形で、岬町の子供たちの読書とか本の読み聞かせにかかわっていただいている団体に指定管理を受けていただいて、その団体の活動あるいは団体というか、それが幾つかの団体が寄り集まった形になるかもわかりませんが、そういう方々にぜひ受けていただきたいというふうに考えておまして、そのことが本来の目的であります児童館の目的を、子供の居場所づくりという目的を達成するためのより効果的な、住民の方々の税の有効活用という観点からも、そういうことが有効ではないかと考えております。

辻下正純議長 田代議員。

田代 堯議員 もうひとつ理解がしにくいんですけどね。教育長の説明で、過去のいきさつについては、ややそのとおりかなと思うことがあるんですけども。当時の会館のいきさつ、深日会館、

または児童館のいきさつについては、もう既に教育長なんか、特に平副町長なんかもよくご存じだと思っんですけども。深日の第一保育所、第二保育所の統合の問題があって、児童の減少ということから、そういう意味で統合するということから、当時、深日の方々が、それでは残してほしいということからの、これ発展してきた問題だと、私は記憶しておるんですが。そこにはいろんな議論を重ね、また特に深日地区の当時の出身の議員さんたちも寄り、最終的には、財産区の金も使って、会館、今の児童館という建設になったんですが、今、いとも簡単にアップル館という説明をされておるけど、これは、当時、62年に約束事がある、深日の会と約束事があるわけなんですよ。

その覚書というのが、こういったものが、ちゃんと当時の約束事があるんですが、そのとき、あくまでも深日の方は児童館の児童という名前を残してほしい。子供の一字を残してほしいということは、こっちの方で要望が出て、それに対する回答をしますね。これは昭和63年8月に、これがちゃんと覚書を交わしている。児童館という形で、あくまでも児童のための、将来を担っていくそういった子供たちが成長にするにつれて、その1つの土台となる基本をこの深日地区の子供さんたちが、自転車で、淡輪の公民館の図書へどんどん通っている。そして、さらには家ではファミコンやったりして、家の中で遊んで、どうもよくないということから、図書を通じて、児童の育成という形をとったのが児童館というふうに私は記憶してるし、こういった深日地区の全地区のアンケートも、児童館というものにちゃんとアンケートが出ているわけですよ。

当時、ようやくそれが実現になって、ここに、あくまで深日児童館、福祉館という形で、ちゃんとこれ回覧が回っておるわけなんですよ。それを、今、教育長は、いろんな子供たちの関係のために、教育委員会で云々とおっしゃるけども、私は、これは児童福祉法でいけば、児童館というのは、ここに子供の遊び、そういったものがちゃんと明記されている。児童法でちゃんとなっているわけですから、なぜ教育の所管だと言うのか、私、おかしいんですよ。その辺をもう少し、私は、きちっと建設した当時の目的、やはり必ずそれを継承していくという形になれば、今、深日児童館とちゃんとなっているものをアップル館と、アップル館はあくまで仮称で、親しまれやすい名前にしているだけであって、やっぱりきちっと条例化する場合は、深日児童館なら児童館、これはあくまで児童法に基づいた児童館だということをやっぱり位置づけていかなければならぬのとちゃうかなと私はそういうふうに思っんですけども。

ですから、そういった意味で、使用料金のことについても、今おっしゃったように、あちらこちらで使うときに、そこも使わせてほしいと言われたときのために、使用料を取らないかんけど、あそこで会議室をすることさえおかしいわけで、1階は、確かに机を並べて、子供さんたちが本

を読んだりする。2階は、本を持って、寝ころびながら、遊んだりする場所としてあるのを、それを取り上げて会議室にするというようなことは、僕はいかなもんかなというふうに思うんですけども。そういう意味で、もう少しこの条例については、もっとしっかりと担当の方が、教育所管であるのか、福祉の所管であるのかをきちっと私は区分けする必要があると思いますよ。

アップル館というんじゃなしに、児童館としての条例整備をしていただくわけですから、これはいいことなんですけど、するとしたら、きちっとやっぱり児童館という名称にすべきじゃないか。そして、児童法に基づいた健全なそういった利用方法を考えるべきだと、私はそう思います。

それから、指定管理者の方については、教育部長は、まだ考えてない。この案件が通ってから考えようかというのはおかしいんとちがいますか。管理者制度というのは、今、官から民へ、民ができることはすべて民へというのが、国がちゃんと各自治体に言ってますけども、確かに民でできるものは、官がやっても、民で安くつくなら民に移行したらいいわけですけども。

先ほど、私、質問の中で、何か問題あるのかと僕は聞いたはずなんです。問題ないとするなら、今の形が一番いいわけです。町が直接管理する方が一番安全で、安心で、親御さんにとっては安全・安心なんです。ところが、これを例えば管理委託したために、何か問題起きたときには、最終的には町長の責任になろうかと思うんですけども、やはりそういう利便性のないところから、管理した場合について、多少、安全・安心の面でどうなのかということ考えた場合、私は、指定管理者に、今、問題がなければ、それと財政が今しんどいときですから、指定管理することによって管理運営コストがもっと安くいくと。そして、安全・安心できるというものをちゃんとつくってから、この条例を出すべきであって、まずこれが通ってから、今後考えますというのは、私、いかなもんかなと思います。その点、もう1回聞かせてほしい。

辻下正純議長 岡田教育部長。

岡田教育部長 田代議員の質問にお答えいたします。

指定管理者制度の目的は、多様化する住民ニーズにより効果的かつ効率的に対応するため、公の施設管理に民間の活力を有効に利用させていただきたいと。そのことによって、住民サービスの向上を図るということをねらいとしております。

辻下正純議長 他に質疑ございませんか。

田代 堯議員 いや、まだ、私、もう1回できるよ。

部長にちょっと説明してほしい。児童館の由来、もうちょっとちゃんと説明してほしい。建てた目的、そういうことと違うんかと、僕は聞いているわけです。

辻下正純議長 岡田部長。

岡田教育部長 先ほど、田代議員の児童館についての地元からの要望とか、あるいはこういう施設にしてほしいと。そういうことについては、現在もその要望を受け継いで運営をさせていただいているところでございまして、アップル館という名称を変更するについては、児童館ができた住民の熱意とか、あるいは子供たちの活動の場所の確保という点は引き継ぎつつ、子供たちにとって行きたい場所、そういうものをつくっていくときに、名称も1つの大きな条件であると、そのように考えまして、今回、提案させていただいているところでございます。

辻下正純議長 田代議員。

田代 堯議員 どうももうひとつ質問と答弁がかみ合わないんですけどね。この覚書は、児童施設として、覚書、当時の会長さんと、これあるわけですよ。児童施設となれば、私が言うのは、児童福祉法になるんとかちがうんかと、こう言うてるんです。そうすれば、福祉の関係の所管になるのちがうんかと。学校の所管ですかと、こう聞いているんです。その答えももらってない。なぜ、こんな簡単なことが答弁かみ合わへんの。

指定管理者については、そういう内容についてはわかるけども、今の状況では問題があるんですかと聞いているんですよ。臨職の方で対応しているわけでしょう。臨職の方、就労対策の1つにもなる。その方と指定管理者した場合に、その経費のコストはどうやねと言うたら、いや、これだけ下がらまんねというものを言ってくれない限り、この条例に指定管理者をもうけたって、何ら効果を発揮せえへんわけです。その辺を僕は言っているわけですよ。この条例を整備するときには、まず下地があるはずなんですよ。家つくるときは、基礎するのにちゃんと設計書があるわけでしょう。その設計書に基づいて、基礎をやり、建物を建てていくわけでしょう。積算し、金額を決めるわけでしょう。この条例をするのに当たって、その下地になるものを私は今聞いているわけです。それがなぜ説明できないのかな。

これやってしもてから、家が建ってから、基礎を考えるんちがうんでしょ。金額を決めるんとかちがうんや。その辺をもう少し、私、声大きいから申しわけないけども、それを聞きたいんですよ。ですから、2点です。児童福祉法でいく児童館と違うのかと、私聞いているんです。当初の目的からいくとね。それが教育委員会になっているからどうのという問題じゃないんですよ。それはそうとすれば、福祉の所管に変えていかないかんのとかちがうんかなということを僕は言ってるわけで、何もそない難しいこと言ってないはずですよ。その点を聞かせていただきたい。

以上です。

辻下正純議長 田中教育長。

田中教育長 再質問にお答えいたします。

児童館という関係につきましては、その当時の覚書等でうたわれておりますが、この記述につきましては、図書室ということで、図書をあそこに蔵書しまして、子供たちの。

田代 堯議員 図書も載っているよ。

田中教育長 ということで、図書を蔵書している関係から、淡輪公民館の図書室において、それを管理していこうということになったわけでございます。その中では、一応児童館という名称で、ずっと計上してきました。

この名称につきましては、子供たちが利用しやすいとか、対象によって、そういう利用が促進されるような愛称を公募しましたアップル館を用いて条例を制定していきたいということで、今回させていただきます。児童館の関係につきましては、その精神は引き継いでやっていきたいと考えております。

また、指定管理の関係につきましては、これは集中改革プランの中で指定管理を進める中で、経費を節減するために、これを指定管理者にしていこうと、整理をしていこうという考えで、今、条例を制定しているところでございます。

この経費につきましては、現在の経費よりも軽減されるべく中で運営していきたいと考えているものでございます。

以上でございます。

辻下正純議長 他に質疑ございませんか。

和田勝弘議員。

和田勝弘議員 今、田代議員が質問してる中で、ちょっと私にはわかりにくいんですけど、岬町立アップル館条例というんは、私はちょっと思うんは、指定管理者制度と、1時間にわたる100円という条例を制定しているのかなと私は思っているんですけど。児童館からアップル館に変える条例ですけどね、これは行政の方で、こういう事情でアップル館に変えたんやということで変えられるもんかどうか。その辺が、町立アップル館に変えられたらアップル館に変える条例を先に出さんとあかんのかなと思ったりするんですけども、その点、変えるについて、もうちょっと児童館からアップル館へ変える。それについて、もうちょっと説明してほしい。

辻下正純議長 田中教育長。

田中教育長 今回のアップル館の条例を制定するのは、新たに設置いたしますので、児童館の条例が今までなかったわけでございます。今回、指定管理者制度導入に当たって、新しく条例を制定する必要がございますので、今回、アップル館の名称を使って、条例を制定させていただきたいということでございます。

辻下正純議長 和田勝弘議員。

和田勝弘議員 今までは名称はなかったということですか。児童館という名称がなかったということで、新たにアップル館とつけるということですか。

辻下正純議長 田中教育長。

田中教育長 和田議員の再質問にお答えします。

児童館は、運営の中で児童館という名称を使ってまいりました。今回、条例を新しく制定するに当たって、子供たちがなじめるアップル館という名称で条例を制定させていただくということでございます。

辻下正純議長 岡本議員。

岡本重樹議員 私の考えですけどね、児童館であろうとアップル館であろうと、別にこだわることはないと思うんですよ。使う子供が一番なじみやすい、児童というたら、それは子供はわかっていると思うけども、ああ、きょうは学校終わったらアップル館行こうかという方が、僕はなじみやすいと、このように思っているんで、そない喧々諤々議論するような問題でないんちゃうんかなと、僕はそのように思います。

辻下正純議長 ほかにございませんか。

辻下文信君。

辻下文信議員 もう一度、確認だけちょっとさせていただきたいんですけども。会議室は、大人も使えるということですか、前提ですか。

辻下正純議長 田中教育長。

田中教育長 辻下議員の質問にお答えします。

これは、今、子供たちが読み聞かせできるような状態のいすしか置いておりませんが、これは会議もできる状態にするという前提で、今運んでおります。

以上でございます。

辻下正純議長 辻下文信君。

辻下文信議員 あと、委員会の方でまた質問させていただきます。

辻下正純議長 他に質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

辻下正純議長 これで大綱的質疑を終わります。

ただいま議題となっております「岬町立アップル館条例を制定する件」については、会議規則第39条第1項の規定により、総務文教委員会に付託したいと思います。これにご異議ございま

せんか。

(「異議なし」の声あり)

辻下正純議長 異議なしと認めます。よって、本件については、総務文教委員会に付託することに決しました。

辻下正純議長 日程15、議案第113号「岬町立学校施設使用条例を制定する件」を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。教育部長、岡田耕治君。

岡田教育部長 議案の提案理由の説明の前に、日程15、議案第113号から日程20、議案第118号までの条例の制定及び全部改正について、基本的な趣旨をご説明します。

本町におきましては、平成18年3月に策定しました行財政集中改革プランにおきまして、受益者負担の適正化を図ることが定められ、使用料及び手数料の適正化を進めており、今年度は、その見直しの時期であります。そうした中、現在では、教育関係施設使用料については無料化で対応しておりますが、受益と負担の公平性の確保の観点から、各施設を利用される方に、相応の負担をお願いするものです。

それでは、日程15、議案第113号、岬町立学校施設使用条例を制定する件について、説明させていただきます。

条例をお開きください。

提案理由といたしましては、学校施設使用に伴う使用料の受益者負担の適正化を図るため、今般、本条例を制定するものです。本条例は、第1条から第14条までとなっております。

第1条におきましては、趣旨について定めております。

第2条では、使用できる施設等を定めております。

第3条では、使用の許可を定めております。

第4条では、使用の制限を定めております。

第5条では、使用許可の取消し等を定めております。

第6条では、使用料を定めております。

第7条では、使用料の減免について定めております。

第8条では、使用料の還付について定めております。

第9条では、特別の設備について定めております。

第10条では、目的外使用又は権利譲渡の禁止について定めております。

第11条では、原状回復義務について定めております。

第12条では、損害賠償について定めております。

第13条では、免責について定めております。

第14条には、規則委任について定めております。

続きまして、附則及び別表についてご説明いたします。

附則第1項は、施行期日を定めており、この条例は、平成20年1月1日から施行する。ただし、第6条から第8条まで及び別表第2の規定は、平成20年4月1日から施行することとしております。

次に、第2項では、岬町立小学校、中学校使用料条例の廃止について定めております。

第3項では、この条例の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなすことを定めております。

第4項では、施行日前に旧条例の規定により許可された施設に係る使用料については、なお従前の例によることの経過措置を定めております。

次に、別表第1では学校名及び学校施設を、別表第2では学校施設の使用料について定めております。

なお、本件は、総務文教委員会に付託の予定と聞いております。よろしくご審議の上、議決賜りますよう、お願い申し上げます。

辻下正純議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

本件については、総務文教委員会に付託の予定であります。その前に大綱的質疑を受けたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

辻下正純議長 異議なしと認めます。

これより大綱的質疑を行います。質疑ございませんか。

田代議員。

田代 堯議員 同じことの繰り返しになると思うんですけども、淡輪小学校、各学校のグラウンドの使用、今の年配の方が子供さんの野球、ソフト、そういったものの活動をやって、青少年の育成をなさっていただいておりますが、そういう団体競技をなさる方にも、同じように使用料をいただくのか。

それと、もう1点は、和歌山の場合でしたら、和歌山のテニスコートを借りる場合でしたら、

管理者が近くのとこにちゃんと管理人がいて、そこで使用許可をいただくときに、2時間なら2時間の金を先払いして、そしてかぎを借りる。終わったらかぎを持っていく。それで、その時点で超過したら、超過分をもらうというような形でやっておられますけども、今回については、この管理体制についてはどのように考えておるのか、ちょっと教えていただきたい。

その2点をお願いしたい。

辻下正純議長 岡田教育部長。

岡田教育部長 田代議員の質問にお答えいたします。

各学校のグラウンド及び体育館は、子供たちにスポーツを指導する団体においても、同様に使用料の負担をお願いしてきたところでございます。

ただし、規則によりまして、減免の措置をとるという方向で検討をしております。

2つ目の管理の問題でございますが、この管理については、主には申し込み時というふうに申し上げたいかと思いますが、主に申し込み時に使用料を前納していただくという形になりまして、特に管理人を置くということは考えておりません。申し込みの部分について使用料をいただく。ただし、申し込んだ時間以上の使用がたび重なるというような場合につきましては、教育委員会で、その都度対応させていただきたいと思いますが、原則、申し込み時にその分の料金を徴収させていただくと、そのようなことを現在考えております。

辻下正純議長 田代議員。

田代 堯議員 申し込み時に、2時間なら2時間の、例えばですよ、そういう場合はちゃんとそこで料金をもらうということなんですが、土曜・日曜、学校が休みの場合、どういう今使用方法をされているか、私、ちょっと存じませんで申しわけないんですが、届け出は教育委員会のどこへ行くのかなんですが、公平・公正を保つために、それは借りられる方の問題になってくると思うんですけども、他の者がきちっと2時間で終わったと。2時間の使用料を払った。しかし、片方は3時間かかったけども、当初2時間という予定である。これは競技のことですから、時間の前後はあろうかと思うんですが、そういった場合には、やっぱり公平さを保つ意味においては、和歌山の例を今申し上げましたとおり、そのような形に、方法としてですよ、とられるのが公平さを欠かなくていいんじゃないかなと思うんですが。それをやると、かえって、料金もらってても、管理費の方が高つくということになるんで、その辺の管理方法というものをもう少し、私は、今後、使用料をもらうということについては、時期尚早ではないかなという考え方なんですけども、その辺を検討いただけるのかどうか、その辺をちょっと教えていただきたい。あるのかどうか教えていただきたい。

辻下正純議長 岡田教育部長。

岡田教育部長 田代議員の質問にお答えいたします。

管理方法ということで、公平性を保つように管理方法を検討すべきというご意見でございますが、できるだけ、今、規則についても、鋭意検討中でございますので、その規則の中に盛り込むと同時に、現在、学校施設等をご利用の団体には、趣旨を説明しつつ、ご理解をいただきたいというふうに考えております。また、できるだけ公平性を保てるように、管理方法についてはさらに検討を加えてまいりたいと考えております。

辻下正純議長 他に質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

辻下正純議長 これで大綱的質疑を終わります。

ただいま議題となっております「岬町立学校施設使用条例を制定する件」については、会議規則第39条第1項の規定により、総務文教委員会に付託したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

辻下正純議長 異議なしと認めます。よって、本件については、総務文教委員会に付託することに決しました。

辻下正純議長 日程16、議案第114号「岬町立テニスコート条例を制定する件」を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。教育部長、岡田耕治君。

岡田教育部長 日程16、議案第114号、岬町立テニスコート条例を制定する件につきまして、説明させていただきます。

まず、提案理由といたしましては、岬町立テニスコートの使用料の受益者負担の適正化を図るため、今般、本条例を制定するものであります。条例案をご参照願います。

本条例は、第1条から第15条までとなっております。

第1条におきましては、町立テニスコートを設置することを定めており、第2条では、名称及び位置について定めております。

第3条では、管理について、岬町教育委員会が管理することを定めております。

第4条第1項では、テニスコートの使用の許可について、第2項では、管理上、必要があると

きは、使用について条件をつけることができることを定めております。

第5条では、使用の制限について定めております。

第6条では、使用許可の取消し等について定めております。

第7条では、使用料について定めております。

第8条では、使用料の減免について定めております。

第9条には、使用料の還付について定めております。

第10条は、特別の設備をしてはならないことを定めております。

第11条では、目的外使用又は権利譲渡の禁止について定めております。

第12条には、原状回復義務について定めております。

第13条では、損害賠償について定めております。

第14条では、免責について定めております。

第15条では、規則委任について定めております。

続きまして、附則及び別表についてご説明いたします。

附則で施行期日を定めており、この条例は、平成20年1月1日から施行する。ただし、第7条から第9条まで及び別表の規定は、平成20年4月1日から施行することとしております。

次に、別表は、岬町立テニスコートの使用料について定めております。2時間100円という単位でございます。

なお、本件は、総務文教委員会に付託の予定と聞いております。よろしくご審議の上、議決賜りますよう、お願い申し上げます。

辻下正純議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

本件については、総務文教委員会に付託の予定であります。その前に大綱的質疑を受けたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

辻下正純議長 異議なしと認めます。

これより大綱的質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

辻下正純議長 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております「岬町立テニスコート条例を制定する件」については、会議規則第39条第1項の規定により、総務文教委員会に付託したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

辻下正純議長 異議なしと認めます。よって、本件については、総務文教委員会に付託することに決しました。

辻下正純議長 日程17、議案第115号「岬町文化センター条例の全部を改正する件」を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。教育部長、岡田耕治君。

岡田教育部長 日程17、議案第115号、岬町文化センター条例の全部を改正する件について、説明させていただきます。

提案理由といたしましては、岬町文化センターにおける使用料の徴収に伴い、これに係る関係条項を改正する必要性が生じ、この改正部分が多岐にわたるため、本条例の全部を改正するものです。条例改正案をご参照願います。

本条例は、第1条から第16条までとなっております。

第1条から第5条につきましては、改正前の条例等と大きな内容の変更はございませんが、一部文言の整理を行っております。

第6条では、使用の制限について定めておりまして、同条第1号中、「公安又は風俗を害するおそれ」を「公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれ」に、同条第2号中、「建物又は附属部品」を「施設又は附属施設等」に改めるなどの文言の整理を行っております。

第7条では、使用の取消しについて定めておりまして、同条第3号中、「災害その他緊急事態が発生したとき。」を「災害その他緊急やむを得ない事由により、委員会が特に必要と認めるとき。」に改めております。

第8条以降につきましては、新たに条項を加え、全部を手直ししております。

第8条から第10条につきましては、使用料、使用料の減免及び使用料の還付について定めています。

第11条では、特別な設備をしてはならないこと、第12条では、許可目的以外の目的外使用を禁止し、権利の譲渡及び転貸しの禁止を定めております。

第13条では、使用者の使用後の原状回復義務を定めております。

第14条では、使用者の損害賠償の義務について定めております。

第15条では、本町及び教育委員会の免責事項について定めておりまして、第7条の規定する

許可の取消しに係る使用者の損害及び本町並びに教育委員会の過失以外の事由については免責としております。

第16条では、施行に必要な事項について、規則への委任を定めています。

以上、本条例の施行につきましては、平成20年1月1日から施行し、使用料の徴収、それに係る減免及び還付につきましては、平成20年4月1日以降の使用から適用します。

別表の部分で、それぞれの室について使用料を定めておりますが、これについても淡輪公民館の1平米当たり5円を基準として算出しているところでございます。

なお、本件は、総務文教委員会に付託の予定と聞いております。よろしくご審議の上、議決賜りますよう、お願い申し上げます。

辻下正純議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

本件については、総務文教委員会に付託の予定であります。その前に大綱的質疑を受けたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

辻下正純議長 異議なしと認めます。

これより大綱的質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

辻下正純議長 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております「岬町文化センター条例の全部を改正する件」については、会議規則第39条第1項の規定により、総務文教委員会に付託したいと思っております。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

辻下正純議長 異議なしと認めます。よって、本件については、総務文教委員会に付託することに決しました。

辻下正純議長 日程18、議案第116号「岬町青少年センター条例の全部を改正する件」を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。教育部長、岡田耕治君。

岡田教育部長 日程18、議案第116号、岬町青少年センター条例の全部を改正する件につきまして、ご説明させていただきます。

提案理由といたしましては、岬町青少年センターにおける使用料の徴収に伴い、これに係る関係条項を改正する必要が生じ、この改正部分が多岐にわたるため、本条例の全部を改正するものです。条例改正案をご参照願います。

本条例は、第1条から第16条までとなっております。

第1条から第4条まで、改正前と内容の変更はございません。

第5条につきましては、使用許可及び許可の条件について定めておまして、「教育委員会の許可を受けなければならない。」を「あらかじめ教育委員会の許可を受けなければならない。」に改めています。

第6条以降の条項につきましては、岬町文化センター条例の改正後の条項と同じ内容に統一されております。

第6条及び第7条につきましては、それぞれ使用の制限、許可の取消しを定めております。

第8条から第10条につきましては、使用料、使用料の減免及び使用料の還付について定めています。

第11条では、特別な設備をしてはならないこと、第12条では、許可目的以外の目的外使用を禁止し、堅持の譲渡及び転貸の禁止を定めています。

第13条では、使用者の使用後の原状回復義務を定めています。

第14条では、使用者の損害賠償の義務について定めています。

第15条では、本町及び教育委員会の免責事項について定めております。

第16条では、施行に必要な事項について規則への委任を定めています。

なお、本条例の施行につきましては、平成20年1月1日から施行し、使用料の徴収、それに係る減免及び還付につきましては、平成20年4月1日以後の使用について適用とします。

別表のところで、それぞれの部屋の時間単価を使用料として上げております。これも淡輪公民館の分を基準として設定させていただいております。

なお、本件は、総務文教委員会に付託の予定と聞いております。よろしくご審議の上、議決賜りますよう、お願い申し上げます。

辻下正純議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

本件については、総務文教委員会に付託の予定であります。その前に大綱的質疑を受けたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

辻下正純議長 異議なしと認めます。

これより大綱的質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

辻下正純議長 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております「岬町青少年センター条例の全部を改正する件」については、会議規則第39条第1項の規定により、総務文教委員会に付託したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

辻下正純議長 異議なしと認めます。よって、本件については、総務文教委員会に付託することに決しました。

辻下正純議長 日程19、議案第117号「岬町運動広場の設置及び管理条例の全部を改正する件」を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。教育部長、岡田耕治君。

岡田教育部長 日程19、議案第117号、岬町運動広場の設置及び管理条例の全部を改正する件について、説明させていただきます。

提案理由といたしましては、岬町運動広場における使用料の受益者負担の適正化を図るため、関係条項を改正する必要が生じ、改正部分が多岐にわたるため、本条例の全部を改正するものがあります。条例改正案をご参照願います。

本条例は第1条から第15条までとなっております。

第1条では、岬町運動広場の目的を定めております。

第2条では、名称及び位置について定めております。

第3条では、管理は岬町教育委員会がすることを定めております。

第4条第1項では、運動広場の使用の許可について定めております。

第2項では、管理上、必要があるときは、使用について条件をつけることができることを定めております。

第5条では、使用の制限を定めております。

第6条では、使用許可の取消し等について定めております。

第7条では、使用料について定めております。

第8条では、使用料の減免について、第9条では、使用料の還付について定めております。

第10条では、特別な設備をしてはならないこと、第11条では、目的外使用又は権利譲渡の禁止を定めております。

第12条では、原状回復義務について定めております。

第13条では、損害賠償について定めております。

第14条では、免責について定めております。

第15条では、規則委任について定めております。

続きまして、附則及び別表についてご説明いたします。

附則第1項は、施行期日を定めており、この条例は平成20年1月1日から施行することとしております。

次に、第2項では、この条例の相当規定によりなされた処分、手続、その他の行為とみなすことを定めており、第3項では、改正後の第7条から第9条まで及び別表の規定は、平成20年4月1日以降の使用に係る使用料について適用し、同日前までの使用に係る使用料については、なお従前の例によることの経過措置を定めております。

次に、別表は、岬町運動広場の使用料について定めております。3カ所それぞれ定めております。

なお、本件は、総務文教委員会に付託の予定と聞いております。よろしくご審議の上、議決賜りますよう、お願い申し上げます。

辻下正純議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

本件については、総務文教委員会に付託の予定であります。その前に大綱的質疑を受けたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

辻下正純議長 異議なしと認めます。

これより大綱的質疑を行います。質疑ございませんか。

谷本議員。

谷本 貢議員 私、総務文教委員会に入っておりませんので、1点、使用料についてお聞きしたいと思います。

この使用料の単位が2時間となっておりますね。これ、もし2時間以内だったら無料なんですか、どうなんですか。その辺聞かせてください。それどうなるんですか。例えば、夕方、よくあそこを通りますが、子供たちが野球をしたり、また高齢者の方がグラウンドゴルフをしたりしていますわね。この場合、どこからどこまで使用料を取るのか、これをはっきりと1回教えていた

だきたいと、このように思います。

それから、今言うてるように、何名かの方が、毎日、グラウンドゴルフなんか練習しております。これ、2時間以内でしたら、使用届けを出して、許可をもらわんと、グラウンドへ入ったらいかんのかどうか。この2点をお願いします。

辻下正純議長 岡田教育部長。

岡田教育部長 谷本議員の質問にお答えします。

単位は2時間でございますが、2時間以内でも2時間分の使用料をご負担いただきたく、それぞれの団体等、また住民の皆さんにも、この条例が通りましたら周知に努めて、ご協力をいただきたいというふうに考えております。

毎日使用の場合に、例えば、ここの運動広場でしたら、3カ月前から受け付けということでございますが、例えば定期的に年間を通じて、毎日、この時間帯に使用したいと、あるいは毎週この時間帯に使用したいと、そういう場合は、1回1回手続に来ていただくのではなくて、できるだけ、せっかくボランティアなどで子供を指導していただいている方、あるいは自分たちの健康のために活動されている方々でございますので、手続が煩雑にならないように、例えば3カ月とか6カ月単位で、そういう申し込みをいただけるような、そのようなことが、できるだけ、その負担がかからないような方策を現在検討中でございます。

辻下正純議長 田代議員。

田代 堯議員 先ほどから管理体制については検討していくということで答えをいただいていたんですけども、今、谷本議員のおっしゃるように、例えばゲートボールをされるおじいちゃん、おばあちゃんがいてる。練習のために、朝行って、1時間ほど個人的に練習しようかと。今までは自由に出たり入ったりできたわけですよ。これから、こういう使用料ということになると、じゃあ、個人的、そういうのもできなくなるのかどうかという問題点が、今指摘されている。谷本議員の方から言われているのはそうだと思うんですね。

私も、先ほど、どのような管理体制を行うのかというのは、そこにあるわけで、日々の、例えば淡輪の青少年広場というのは、私もよく行かせてもらっていますが、あそこは、あの地域全体の人たちが、1つの運動広場、健康の広場、また憩いの広場として使っておられる。そういう方々が、いろんなイベントの中でやって、減免措置というのは先ほど言われてますけども、日々のおじいちゃん、おばあちゃん、またはそういう若い世代の子らが、やるについても、一々手続をやらないかんというところに、やはりまた使用料を払うというのは、先ほど言う問題があるんちがうかということがあって、その辺は十分、今、谷本議員のおっしゃったようなことについては、

やっぱり検討して、公平にいくには公平化する、それとも臨機応変にやるんやったら、その方法を講じていただかないと、かえって、これを制定したことによって、逆に不満が多くなってくるといふうなことがあったり、利用頻度が少なくなる、低下するようでは、何のための青少年広場とか、いろんな広場ありますけども、その辺は十分注意していただきたい、このことを申し上げたいと思います。そのことについて、どうでしょうかね。

辻下正純議長 岡田教育部長。

岡田教育部長 田代議員の質問にお答えいたします。

現在、我々が検討しておりますのは、この条例の中で指定した施設につきましては、この施設を活用される方々につきましては、どのような個人的な使用であっても、また団体としての使用であっても、使用料の周知を図って、ご協力をお願いしていきたいと、そのように考えておりますが、しかし、今、議員がご指摘のように、そのことによって利用率が下がるとか、あるいは住民、あるいは子供たちの活動が低下するということのないように、どのような方法が、一番住民にとっても負担して、十分使っていただけるのか。あるいは運動量を確保できるのかということについて、あわせて検討してまいりたいと思います。

田代 堯議員 ありがとうございます。

辻下正純議長 他に質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

辻下正純議長 これで大綱的質疑を終わります。

ただいま議題となっております「岬町運動広場の設置及び管理条例の全部を改正する件」については、会議規則第39条第1項の規定により、総務文教委員会に付託したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

辻下正純議長 異議なしと認めます。よって、本件については、総務文教委員会に付託することに決しました。

辻下正純議長 日程20、議案第118号「岬町立町民体育館条例の全部を改正する件」を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。教育部長、岡田耕治君。

岡田教育部長 日程20、議案第118号、岬町立町民体育館条例の全部を改正する件についま

して、説明させていただきます。

提案理由といたしましては、岬町立町民体育館における使用料の受益者負担の適正化を図るため、関係条項を改正する必要が生じ、改正部分が多岐にわたるため、本条例の全部を改正するものであります。改正条例案をご参照願います。

本条例は、第1条から第15条までとなっております。

第1条におきましては、岬町立町民体育館の設置を定めております。

第2条では、名称及び位置について定めております。

第3条では、管理は岬町教育委員会がすることを定めております。

第4条第1項では、使用の許可について定めております。

第2項では、管理上、必要があるときは、使用について条件をつけることができることを定めております。

第5条では、使用の制限であり、使用を許可しないものの内容については、1号から5号に定めております。

第6条では、使用許可の取消し等について定めております。

第7条では、使用料について定めております。

第8条では、使用料の減免について、第9条では、使用料の還付について定めております。

第10条では、特別の設備をしてはならないこと、第11条では、目的外使用又は権利譲渡の禁止を定めております。

第12条には、原状回復義務について定めております。

第13条では、損害賠償について定めております。

第14条では、免責について定めております。

第15条では、規則委任について定めております。

附則及び別表についてご説明いたします。

附則第1項は、施行期日を定めており、この条例は平成20年1月1日から施行することとしております。

次に、第2項では、この条例の相当規定によりなされた処分、手続、その他の行為とみなすことを定めており、第3項では、改正後の第7条から第9条まで及び別表の規定は、平成20年4月1日以降の使用に係る使用料について適用し、同日前までの使用に係る使用料については、なお従前の例によることの経過措置を定めております。

次に、別表は、岬町立体育館の使用料について定めております。2時間800円という定めを

行っております。

なお、本件は、総務文教委員会に付託の予定と聞いております。よろしくご審議の上、議決賜りますよう、お願い申し上げます。

辻下正純議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

本件については、総務文教委員会に付託の予定であります。その前に大綱的質疑を受けたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

辻下正純議長 異議なしと認めます。

これより大綱的質疑を行います。質疑ございませんか。

田代議員。

田代 堯議員 ちょっと考え方をお聞きしたいんですけども、今は屋内での使用料ということで、ここに条例化の案が出てるんですが、現在、前々から問題になっております淡輪の町民体育館の敷地内において、柔道の子供さんの育成、さらにはボクシングですか、そういうものをやっておられる。これは過去のいきさつがあって、いろいろ難しい問題があるのは、私もよく承知しております。この際、使用料を取るとか取らないとかいう問題じゃなしに、きちっとした整理をしてあげる。これが一番大事とちゃうかなと。過去にはいろいろないきさつがあるかと思うんですけども。やはりそこで、やっぱり若い青少年の育成という形で、その関係者が一生懸命日夜努力をなさっていることについて敬意を表するなら、この際、使用料を、じゃあ、そこだけ取らないのかという問題も出てきますので、この際、この分を整理することが私は必要だと思うんですが、その点の考え方はどうでしょうか。どういうふうにご考えておられるのかな。

辻下正純議長 教育部長、岡田耕治君。

岡田教育部長 今般、各町内の施設で使用料の負担をお願いする件につきまして、同様の施設についての一定の整理は必要ということのご指摘につきましては、前向きに検討させていただいて、どのような負担がなされておって、どのようにそれを整理していくかということの分についても、同様に進めてまいりたいと考えております。

辻下正純議長 田代議員。

田代 堯議員 要は、建物は、現在使っておられる方々の権利があるんじゃないかなというふうには私は思います。底地の部分が町有財産なのか、教育財産なのかは、私はちょっと確認できてませんけども。教育財産であれ、普通財産であれ、行政財産であれ、例えばですよ、今、無償で使っておられるのは無償で提供する、そういった何かをですね、きちっとこの機会に、その辺の整

理、ただ使用料をもらえというんじゃないんですよ、私言っているのは。そういうもんで使用して、その方たちが、いろいろと後々に問題の起きないように整理をしていくべきだというふうに思いますので、その点、十分関係者との話し合いも入ってもうて、もちろんこれは町長の1つの考え方もあろうかと思えますけれども、その辺を含めて、今後、整理をしてもらいたいと、そのことをあえて申し上げておきたいので、要望として言うておきます。

辻下正純議長 他に質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

辻下正純議長 これで大綱的質疑を終わります。

ただいま議題となっております「岬町立町民体育館条例の全部を改正する件」については、会議規則第39条第1項の規定により、総務文教委員会に付託したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

辻下正純議長 異議なしと認めます。よって、本件については、総務文教委員会に付託することに決しました。

お諮りします。暫時休憩したいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

辻下正純議長 異議なしと認めます。暫時休憩することに決定しました。

暫時休憩します。40分から再開します。

(午後2時30分 休憩)

(午後2時40分 再開)

辻下正純議長 休憩前に引き続き会議を再開します。

辻下正純議長 日程21、議案第119号「一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する件」を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。企画部長、竹本靖典君。

竹本企画部長 日程21、議案第119号、一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する件につきましてご説明させていただきます。

提案理由といたしましては、人事院勧告及び財政の健全化への寄与を図るため、本条例に所要

の改正を行うものであります。

改正の内容は、人事院勧告への準拠及び地域手当の率の改正でございます。

人事院勧告につきましては、労働基本権の制約を受けている公務員の利益を保障するための代償措置としての重要な制度でありまして、本年度では、子供等に係る扶養手当の引き上げ、期末勤勉手当の引き上げ及び若年層に限定した給料表の号給の引き上げを行うものです。

新旧対照表をごらんください。

最初の第14条第3項の改正につきましては、扶養手当を民間の支給状況や少子化対策の推進にも配慮し、支給月額を500円引き上げ、「6,000円」を「6,500円」にするものでございます。

次に、第23条第2項の改正につきましては、期末勤勉手当に民間の支給割合に見合うように、0.05カ月引き上げ、年間4.45月を4.5月するために、勤勉手当を6月と12月にそれぞれ「100分の72.5」から「100分の75」に改めるものです。

次に、別表第1及び別表第2の改正につきましては、一般職給料表と教育職給料表の号給が、人事院勧告により、若年層が対象となる1級から3級について0.35%の引き上げを行うもので、中高年層の4級以上は据え置きとなります。

最後に、附則についてでございます。附則第1項、施行期日では、平成19年4月1日から適用するものです。

附則第2項、勤勉手当の額に関する特例では、19年12月支給に限り、100分の77.5とするものです。これは先ほども申しましたように、6月、12月にそれぞれ0.25%上げることになってございますが、6月は、既にゼロということで、遡及して12月に支払うものです。

附則第3項、給与の内払いでは、改正前の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規定による給与の内払いとみなすものです。

附則第4項、地域手当の特例では、管理職以外の職員については地域手当の率を減率するもので、20年1月から国基準と同じ100分の3とするものです。管理職につきましては、既に100分の3を適用しております。

なお、県につきましては、人事院勧告などの給与の改正で約830万円、地域手当の率の改定で、約マイナス1,100万円を見込んでおります。

以上が条例の概要でございます。

本件につきましては、総務文教委員会に付託の予定と伺っております。よろしくご審議の上、議決賜りますよう、お願い申し上げます。

辻下正純議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

本件については、総務文教委員会に付託の予定であります、その前に大綱的質疑を受けたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

辻下正純議長 異議なしと認めます。

これより大綱的質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

辻下正純議長 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております「一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する件」については、会議規則第39条第1項の規定により、総務文教委員会に付託したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

辻下正純議長 異議なしと認めます。よって、本件については、総務文教委員会に付託することに決しました。

辻下正純議長 日程22、議案第120号「職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する件」を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。企画部長、竹本靖典君。

竹本企画部長 日程22、議案第120号、職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例につきましてご説明させていただきます。

提案理由といたしましては、職員の特殊勤務手当を改正する必要性が生じたため、本条例の一部を改正するものであります。

特殊勤務手当は、危険、不快、不健康な業務や困難な業務に従事した職員に支給するものですが、今回の改正では、変則勤務手当を廃止するものです。

新旧対照表をごらんください。

旧の欄、第2条のとおり、特殊勤務手当は第1号から第7号まで7種類ございます。

次に、裏面の新旧対照表、旧の欄、第3条第7項をごらんください。

変則勤務手当は、公務の運営上の事情により特別の形態によって勤務する必要があり、かつ、出勤時刻が原則として週又は月単位で変動することが常態となっている職場に勤務する職員を対

象とするものとして設けておりますが、現在、支給の実績がございませんので、廃止するものです。このため、変則勤務手当に係る第2条第7号を削り、第3条第7項を削る改正でございます。以上が条例の概要でございます。

本件につきましては、総務文教委員会に付託の予定と伺っております。よろしくご審議の上、議決賜りますよう、お願い申し上げます。

辻下正純議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

本件については、総務文教委員会に付託の予定であります。その前に大綱的質疑を受けたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

辻下正純議長 異議なしと認めます。

これより大綱的質疑を行います。質疑ございませんか。

辻下正純議長 和田勝弘議員。

和田勝弘議員 総務委員ではありませんので、1点だけ聞かせていただきます。

職員の特殊手当というのは大事なことでございます。それで、今の7番の変則勤務手当ですか、これはどこの部署になるのか、それだけちょっと。

辻下正純議長 竹本企画部長。

竹本企画部長 和田議員のご質問にお答えします。

従前では、健康ふれあいセンター従事職員の特別勤務手当でございましたが、現在ではこの手当が対象となりませんので、その職場でございます。

以上です。

辻下正純議長 他に質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

辻下正純議長 これで大綱的質疑を終わります。

ただいま議題となっております「職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する件」については、会議規則第39条第1項の規定により、総務文教委員会に付託したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

辻下正純議長 異議なしと認めます。よって、本件については、総務文教委員会に付託することに決しました。

辻下正純議長 日程23、議案第121号「岬町老人医療費の助成に関する条例等の一部を改正する件」を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。住民部長、白井保二君。

白井住民部長 日程23、議案第121号、岬町老人医療費の助成に関する条例等の一部を改正する件について説明させていただきます。

提案理由といたしまして、後期高齢者医療制度の創設と医療制度改革に伴い、福祉医療制度の円滑な運用を図るため、本条例に所要の改正を行うものでございます。

現在、老人医療制度につきましては、老人医療費の助成に関する条例と一部負担金相当額助成要綱の2つの制度で実施しておりますが、これを統一するとともに、助成制度に関する規定内容を明確化するための改正でございまして、よって、今回の改正によりまして、医療費助成の対象者や医療費の助成内容に、また新たな負担が生じることはございません。

それでは、改正内容についてご説明させていただきます。議案書の裏面を、また別冊の新旧対照表もあわせてご参照願います。

まず、改正条例第1条は、岬町老人医療費の助成に関する条例の一部改正でございます。

助成対象者を規定する第2条第1項の改正は、高齢者の医療の確保に関する法律による被保険者、いわゆる後期高齢者医療の被保険者を対象者として加えるとともに、同項第2号に規定しております対象者が多岐にわたることから、対象者ごとに分割し、第2号では、特定疾患を有する者を、第3号では、結核に係る医療を受けている者を、第4号では、精神通院医療を受けている者に分割する改正でございます。

また、第2項の改正は、後期高齢者医療の被保険者を対象とすることに伴う改正を、第3項の改正は、第1項第2号を対象要件ごとに分割したことに伴う条文整理の改正でございます。

次に、助成の範囲を規定する第3条の改正は、第2条と同様に、後期高齢者医療の被保険者を加えるとともに、現在、一部負担金相当額助成要綱において規定する一部負担額を規則で定め、その規定内容を適用する旨の改正でございます。これは、現在、本条例の一部負担金相当額助成要綱の2つの制度で実施している老人医療費助成制度を一元化し、わかりやすい制度とするために改定するものでございます。

なお、この改正による助成の範囲は現行と変更なく、また新たな負担等は生じることはございません。

次に、助成の実施時期を規定する第4条の改正は、身体障害者及び知的障害者医療、ひとり親

家庭医療に係る助成制度受給者との実施時期について整合性を図り、また明確化するための改正でございます。よって、今回の改正によって、医療費の助成時期等につきましては、現行と変更はございません。

次に、第9条の改正は、本条例と一部負担金相当額助成要綱を統一することにより、第8条で規定する医療費の助成方法と、第9条で規定する内容と重複するための削除を行うものでございます。

また、第9条を削除したことに伴いまして、第10条及び第11条をそれぞれ1条ずつ繰り上げ改正を行うものでございます。

次に、第11条の改正は、医療費助成を受ける権利及び医療証を譲渡し、または担保に供することを禁止する旨を規定するものでございます。

次に、第13条及び第14条につきましては、第9条を削除したことによる、それぞれ繰り上げ改正でございます。

引き続きまして、改正条例第2条は、岬町身体障害者及び知的障害者の医療費の助成に関する条例の一部を改正するものでございます。

これは身体障害者等に係る医療費の助成制度において、老人保健法における受給対象者は除かれますが、今回の老人医療費の助成に関する条例の改正によりまして、後期高齢者医療制度による受給者が助成の対象者とするため、これに係る関係規定の削除及び条項を繰り上げる改正でございます。

次に、改正条例第3条は、岬町ひとり親家庭の医療費の支給に関する条例の一部改正でございます。

これは先ほどの岬町身体障害者及び知的障害者の医療費の助成に関する条例と同様の改正理由により関係規定を改正するものでございます。

次に、附則といたしまして、第1項におきまして、この条例は、平成20年4月1日から施行することといたしております。

次に、第2項は、現在の昭和9年11月2日から昭和14年10月31日までの間に生まれ、町民税が非課税の者につきましては、引き続き現行の老人医療費の助成制度を受けられる旨を規定いたしております。

また、第3項では、この改正後の規定は、この条例の施行日以後の医療費について適用し、同日前に係る医療費については、なお従前の例による旨を規定しているところでございます。

以上が本条例の改正内容でございます。

本件につきましては、厚生委員会に付託されるものと存じますが、よろしくご審議の上、議決賜りますよう、お願い申し上げます。

辻下正純議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

本件については、厚生委員会に付託の予定ではありますが、その前に大綱的質疑を受けたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

辻下正純議長 異議なしと認めます。

これより大綱的質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

辻下正純議長 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております「岬町老人医療費の助成に関する条例等の一部を改正する件」については、会議規則第39条第1項の規定により、厚生委員会に付託したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

辻下正純議長 異議なしと認めます。よって、本件については、厚生委員会に付託することに決しました。

辻下正純議長 日程24、議案第122号「岬町水道給水条例の一部を改正する件」を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。上下水道部長、末原光喜君。

末原上下水道部長 日程24、議案第122号、岬町水道給水条例の一部を改正する件についてご説明させていただきます。

提案理由といたしましては、岬町集中改革プランに基づき、水道事業の経営基盤の強化等に積極的に取り組むため、本条例に所要の改正を行うものでございます。

内容といたしましては、料金を算定するためのメーター検針を従来毎月行っていたものを2カ月に1回行うこと、料金の徴収方法について、集金の方法を廃止、取扱金融機関にコンビニを含め、利便性を高めるとともに、コスト縮減を図るものでございます。

裏面及び新旧対照表を参照願います。

まず、第25条中「1箇月につき」を削るものでございます。

次に、第26条について、「料金は、定例日（料金算定の基準日として、あらかじめ町長が2箇月ごとに定めた日をいう。）にメーター検針を行い、その日の属する月及びその月の前月の2箇月分として算定する。」に改定するものでございます。

第2項といたしまして、「前項の規定によるメーター検針で算出された使用水量は、各月均等とみなす。ただし、使用水量を2等分して整数値が得られないときは、その端数を前月分に繰り入れる。」を追加するものでございます。

第3項といたしまして、「町長が必要と認めるときは、定例日以外の日に検針を行うことができる。」を追加するものでございます。

また、第30条中「取扱金融機関」を「取扱金融機関等」に、「集金の方法」を「その他の方法」に改めるものでございます。

附則といたしまして、この条例は、平成20年4月1日から施行するものでございます。

以上が内容でございます。

本件につきましては、事業委員会に付託されるものと聞き及んでおりますので、よろしくご審議の上、議決賜りますよう、お願い申し上げます。

辻下正純議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

本件については、事業委員会に付託の予定であります、その前に大綱的質疑を受けたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

辻下正純議長 異議なしと認めます。

これより大綱的質疑を行います。質疑ございませんか。

辻下文信君。

辻下文信議員 私は委員でございませぬので、ちょっと気にかかることがあるんですけども。メーター検針の際に、よく漏水なんか発見されていると。それが2カ月ということになってくると、漏水する時期にもよるんですけども、かなり2カ月の初めごろは漏水なってなかった。2カ月後の検針前に漏水になった。その間、流れっ放しということになるし、特にお年寄りなんかは、漏水していること全然気がつかない。メーターの検針されている方から、メーターもらう、あるいは料金払う、その際に、かなり金額が張ってるないうことで発見するといったケースも聞いております。そういうことで、その辺のところの、いわゆるメーター検針を省くということで、経費がかなり削減されると思うんですけども、メーターの漏水したという、そういったあたりの対策というの、今後ひとつまた検討していただきたいなと。かなり長い期間にわたって漏水すると、

金額も、あるお年寄りのお家なんか、1月間5万円か6万円というふうな、近所の人が、ひとり住まいでそんだけもかかることないということで調べてもうたら、大分前から漏水してた。そういったあたりの対策もまた別途検討していただきたいなと思います。

要望にかえておきますけども。

辻下正純議長 他に質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

辻下正純議長 これで大綱的質疑を終わります。

ただいま議題となっております「岬町水道給水条例の一部を改正する件」については、会議規則第39条第1項の規定により、事業委員会に付託したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

辻下正純議長 異議なしと認めます。よって、本件については、事業委員会に付託することに決しました。

辻下正純議長 日程25、議案第123号「岬町淡輪地区財産区管理委員の選任について同意を求める件」を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。町長、石田正弘君。

石田町長 日程25、議案第123号、岬町淡輪地区財産区管理委員の選任について同意を求める件につきましてご説明申し上げます。

岬町淡輪地区財産区管理委員の欠員に伴いまして、泉南郡岬町淡輪4860番地の2、奥出晃氏の選任について、議会の同意を求めるものでございます。ご同意を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

辻下正純議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

田代議員。

田代 堯議員 まず、質問する前に、町長、もう少し提案の理由については、親切に、丁寧とは言いませんけど、親切にやっぱり説明をしていただきたいなというふうに思います。なぜかといいますと、この件については、9月4日だったですかね、冒頭に9月議会で、前任者については、議会は同意をしているわけですね。それが今回、なぜまた2名の方が、前任者がやめられたの

か退任されたのか知りませんが、後任者として出てきた。これについては、前は、2名の方にお話を町長みずからが行かれて、そして、十分理解を得られた上で、議会に提案されたものと理解して、私は賛成した一人ですけども。それが、9月からこの12月の間に、またそろ2名の方が退任なされて、また新たに出てくるということについては、いささか、どういうことかなというふうを感じるわけです。病気とかいろんなあるんでしょうけど、その辺もう少し詳しく経過を教えてください、ご説明を願いたいと、かように思います。

辻下正純議長 南副理事。

南総務部副理事兼総務法制課長 田代議員さんのご質問にお答えさせていただきます。

今回、各地区の財産区委員の任期満了に伴う選任について、作業を行ってきたわけですが、まず、9月の議会で承認されているという状況の中で、10月にやめられると。異例な事態というとり方もあるんですけども、この経過につきましては、事務局といたしましては、9月の議会の1カ月前の議運、これが8月6日に議運が開催されております。その3日前の、たしか8月3日の金曜日でございますけども、各財産区の会長に、財産区委員の任期が本年10月1日で任期満了になるということを伝え、各委員の意向確認を財産区の会長に行いました。退職を希望する委員の氏名について、連絡を事務局にさせていただくようお願いしたところでございます。

お願いした経過につきましては、各地区の会長さんにおかれましては、各委員の意向確認をするという中では、月に2回程度、全員で作業を実施しています。その中で、委員と会長とのコミュニケーションの中でやめられるということが出てくるという状況の中でございました。そのときに深日の財産区の会長さんの方から、ちょっと体調悪いというような状況で、今限りでということで、深日の委員さんの中で1名ございまして、それにつきましては、深日地区議員団の皆様をお願いして、後任を選んでいただいたところでございます。その他の淡輪を含めまして、他の地区につきましては、その時点では、退職したいと言っている委員はないということで、仮に退職を希望する委員が出てきたら、事務局まで報告していただくようお願いしたというのが、事務局からのお願いでございました。

今も言いましたように、最終的には、深日の委員さん1名ということで、議会の方に上程させてもらったということで、その後、9月末から10月の中旬にかけて、淡輪地区財産区の委員2名の方から、別々に一身上の理由で退職したいとの申し出がございました。町としては、再三にわたり委員としてとどまるように慰留をいたしましたが、各個人の退職の意思が強くて、10月4日付で退職願を事務局の方に出された。出したときも、何とかとどまってもらえないかと

ということも言いましたんですけども、それについても決意がかたいということで、それをもって、町の方で受理をいたしました。

そこで、財産区管理委員会条例の第2条の規定に基づきまして、委員が欠員になったときには、委員の補充を提案させていただくということで、今回、2名の方の提案ということで、経過につきましては以上でございます。

辻下正純議長 田代議員。

田代 堯議員 今、南副理事の説明を聞いたんですけども、これは淡輪の議員さんが協議なされて、各推薦された方、または町単独でされた方、いろいろあろうかと思うんですが、この2名の方については、当初から、自分たちは高齢化だから、若い人たちに譲っていくべきだと。そして、今後の財産区の考え方、管理の仕方等については、若い世代でいろいろ工夫して、改める必要があるのちがうかということで、当時の方、この2名の方、それ以外の財産区管理委員の方も、鋭意いろんな改革に向けて努力をしてきた。私は、この2名の方と、直接、一人の方とはお会いして話も聞いておりますし、もう一人の方については電話で確認をいたしております。

しかし、確かに経過としては、南理事のおっしゃるような経過だろうと思えますけれども、本人たちいわく、3月ごろから新しい人を選んでほしいと。今期限りでやめたいということをお願いをしてきたと。にもかかわらず、いわば同意されたんで、委嘱状、それをとりに来てほしいというのが9月23日に連絡があったというふうな。それで、片方の方は、私は、何も再任の委嘱をもらう必要はないということで、それまでに地元で選出していただいた議員さんに、選出してもらった関係上、お礼まで足を運んで行って、そして、淡輪の財産区管理委員の会議の中でも、今期限りでやめさせていただくということもはっきりと申し上げているし、そういう意味で、なぜそこまで言ってるのに、私を推薦したのかということに対して疑問を抱かれています。もう一方については、直接、町長ともいろんな話もされたということでもありますけども、最終的には、やはり若い世代に変えるべきだということが言われていますけども。

そこで、言葉の端々ですが、入ってくるのは、従来に選任するに当たって、当時の町長みずから、それとも担当部署みずから各委員にお願いに行き、再任または新任のお願いに行かれた経過があるんやと。今回は、特に会長さん言われるのは、わしに任せたって、わしは各委員に、もう1回やってくれよというようなことは到底言える立場ではないということで、非常にご立腹をなさっております。

もう一人の方については、わしは3月ごろからやめると言うてるのに、何でそれをわしを再任したんだということと、この辞職に当たって、10月4日、当時の担当の方から辞職願の提出を

お願いしたいと、こういう申し出があって、辞職願をあえて書いたと。それは、なぜ辞職願を出さないかんのか、私は任期まで全うしてるやないかというお二人の方の意見がございました。

ですから、その辺、町長はこのことについて、十分当事者とお話をなさっているのかどうか。そして、やめたいと言うたときに、再度お願いをされたのか、その辺をちょっと、提出者は町長ですから、町長の方から、そういう経過があればご説明願いたいと、かように思います。

辻下正純議長 石田町長。

石田町長 お答えいたします。

今回退任されたお二人から、私に対しまして、直接やめたいというのを事前にお伺いしたことはございません。

辻下正純議長 田代議員。

田代 堯議員 町長、聞きます。再度出されたのは、理由は聞かなかったんですか、担当に、何でやという。一たん受けて、9月議会で議決しているんですよ、前任者はね。これ、またやめたい言うたときに、何でこうなっているんやということぐらい、町長、担当者に聞いて、確認した上で提案してくるべきのmondと思うんで、町長、もう少しそこらをすり合わせして、ちゃんと出してもらわんと困りますよ。もう1回答弁願います。

辻下正純議長 中口総務部長。

中口総務部長 選任に当たりましては、今後、各地区財産区委員の選任につきましては、今回のような事態が起こらないように、任期満了の3カ月前ぐらいに、会長を初めとする全委員の意向を個々に行った上で、議会に上程してまいりたいというように、今回の事態を受けまして、担当としてはそう考えているところでございます。

辻下正純議長 他に質疑ございませんか。

谷本 貢議員。

谷本 貢議員 今、ちょっと1人の委員が、選出した議員に、早うから言うてるのにということを言われましたんで、私の方から。その委員が、私のところへ来て、財産区、もうやめさせてほしいと言うてきたのが9月議会が終わってからなんです。ですから、僕はせっかく9月議会で諮られてるんだから、もう1期何とか頑張っしてほしいとお願いしたんですけども、なぜかかたくなにやめさせてほしい。それはあくまでも9月議会が終わってから言うてきたもんです。それだけちょっと一言言わせてもらいます。

以上です。

辻下正純議長 ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

辻下正純議長 これでは質疑を終わります。

お諮りします。

本件は人事に関することですので、委員会付託及び討論を省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

辻下正純議長 異議なしと認めます。

これより議案第123号「岬町淡輪地区財産区管理委員の選任について同意を求める件」を起立により採決します。

本件は、これに同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

辻下正純議長 満場一致であります。よって、議案第123号は、これに同意することに決定いたしました。

辻下正純議長 日程26、議案第124号「岬町淡輪地区財産区管理委員の選任について同意を求める件」を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。町長、石田正弘君。

石田町長 日程26、議案第124号、岬町淡輪地区財産区管理委員の選任について同意を求める件につきましてご説明申し上げます。

岬町淡輪地区財産区管理委員の欠員に伴いまして、岬町淡輪1024番地の2、末原昭市氏を後任として選任したく、議会の同意を求めるものでございます。どうかご同意賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

辻下正純議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

辻下正純議長 質疑なしと認めます。

お諮りします。

本件は人事に関することですので、委員会付託及び討論を省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

辻下正純議長 異議なしと認めます。

これより議案第124号「岬町淡輪地区財産区管理委員の選任について同意を求める件」を起立により採決します。

本件は、これに同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

辻下正純議長 満場一致であります。よって、議案第124号は、これに同意することに決定いたしました。

辻下正純議長 以上で、本日の日程はすべて終了しました。

本日はこれで散会します。

各常任委員さんには、委員会付託分の審議について、よろしくお願いいたします。

なお、次の会議は、12月21日午前9時30分から議会運営委員会、午前10時からの全員協議会終了後、会議を開きますので、ご参集ください。

どうもご苦労さんでございました。

(午後3時22分 散会)

以上の記録が本町議会第4回定例会の会議のてんまつに相違ないことを記するため、ここに署名する。

平成19年12月5日

岬町議会

議 長 辻 下 正 純

議 員 谷 本 貢

議 員 反 保 多喜男